

委員等提出資料

社会的養育専門委員会委員提出資料

・ 安部委員	P 1
・ 井上委員	P 4
・ 倉石委員	P 16
・ 橋本委員	P 20
・ 浜田委員	P 28
・ 藤林委員	P 36
・ 宮島委員	P 45
・ 横田委員	P 55

その他提出資料

・ 全国知事会	P 61
・ 公益社団法人日本社会福祉士会、公益社団法人日本精神保健福祉士協会、公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟	P 64
・ 福祉系大学経営者協議会	P 66

安部委員

1 一時保護時の司法審査等について

基本的に一時保護時に司法審査を導入することについては賛成

(1) 事前審査

事前審査が想定される事案は、家庭訪問等では保護者と十分な話し合いができず立入調査を行う事例等である。この場合には、さまざまな情報を収集・検討したうえで児童相談所の援助方針会議で実施が決定される。

そのため裁判所への一時保護状の請求においては、ある程度の判断材料の提出は可能であろう。

(2) 事後審査

一方、事後審査は、例えば性虐待が疑われる事例や医療ネグレクトで生命の危険が想定されるなど、子どもの安全確保を優先する事例である。そのため場合によっては保護者への接触が事後になる場合もあるが、児童相談所においては職権保護を行う必要性についての情報に基づいて援助方針会議で決定される。さらに、職権保護後は、すみやかに子ども本人と保護者に話を聞くことになる。ただ保護者とは職権保護に対して対立することが多く、十分な情報を得ることが困難な事例は多い。

そのため事後審査において裁判所への一時保護状の請求資料は、事前審査に比べると少なくなる可能性が高いことを理解していただきたい。

(3) 請求期間

裁判所への一時保護状の請求に際しては、①通告を含めさまざまな情報の収集、②子ども本人からの聞き取り、③保護者からの聞き取り、④場合によっては弁護士への相談、⑤援助方針会議で児童相談所の方針決定、⑤一時保護状の作成、という一連の作業が必要になる。

事後審査においては、かなりあわただしい作業になる。平日では可能かもしれないが、週末・休日が間にあると、3日での対応はかなり厳しいことが想定される。

そのため「原則3日、最大5日以内」が適当と思われる。

2 子ども家庭福祉分野の資格等

(1) 新資格について

今回の事務局提案については、基本的に賛成。理由は以下の通り。

- ①国家資格（国家試験あり）と同程度の研修時間が確保されている
- ②社会福祉士、精神保健福祉士というソーシャルワークに関する国家試験で資質を担保
- ③実務経験者にも、ソーシャルワークに関する研修を課している

これらにより「ソーシャルワークができ、子ども家庭福祉に関する専門的知識と技術を持つ人材の養成」は可能と思われる。

(2) 専門科目について

専門科目の詳細については、今後十分に時間を取り議論する必要がある。

個人的には以下の科目が必要と思われる。

- ①リスクアセスメントと危機対応
- ②家族システム（家庭内の力動）についての理解と対応
- ③トラウマや被逆境体験の影響と治療・支援について
- ④虐待予防を踏まえた家族・子育て支援
- ⑤実習先に、児童相談所、市区町村、施設の3種類の経験を義務化すると同時に、実務者の実習免除の範囲の検討

(3) 実務者の研修の機会

実務者の30時間は児童福祉司任用後研修で代替できるのは良い方策と考える。さらに残りの70時間についても、2年目、3年目の児童福祉司へのステップアップ研修と位置づけることを可能にしてはどうか。現状では、任用後以降の法定研修はSV事前研修まで定められていないが、多くの自治体で独自の職員研修を行っているため、実施は容易であろう。

またこれらの研修を、市区町村や施設職員に開放することを通して、子ども家庭福祉分野の職員の資質の向上に資すると思われる。

(4) 人材育成・キャリアパスの「都道府県等の責務」を明記

上記(3)を含め、都道府県等全体の子ども家庭福祉分野の体制整備を都道府県の責任で行うことを明記すべきではないか。

井上委員

令和3年11月5日

第36回社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会

お詫びと訂正

井上小児科医院 井上登生

前回、第35回社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会において、委員のおひとりから急なご指名を受け、会の最後に資料1の15ページの「子どもコミッショナー」についての説明をする機会をいただきました。

言い訳になりますが、①突然のご指名であったこと、②ちょうどその時、自分の中でポピュレーションアプローチからの全体の仕組みを整理しながら話を聴いていたこと、③子どもの権利擁護に関するワーキングチームに参加していない者であること、④もともとのあわたん坊の性格が災いして、的を得ない、誤解を生じる説明をしてしまいました。申しわけありませんでした。

会の終了後、本会構成員の方から示唆に富むご指摘とご意見をいただきましたので、以下に、訂正内容を示します。

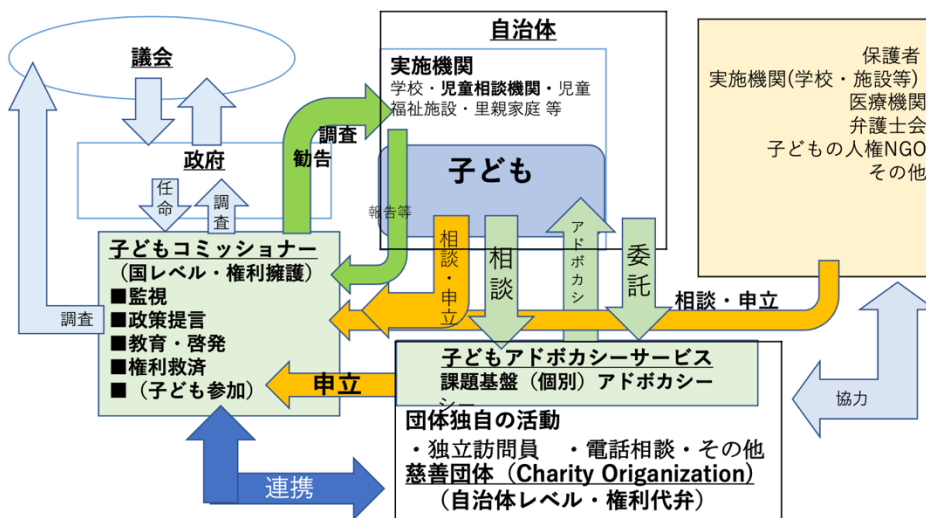
訂正ポイント

- ・ 「子どもコミッショナー」とは、
- ① 市区町村や都道府県が設置する児童福祉審議会や権利擁護機関（児童福祉審議会とは異なる権利擁護機関）あるいは権利擁護部会（仮称）（児童福祉審議会を活用し、審議会内のいち部会として設置）とは全く別の、第3者機関としての機能を持つ、独自性が担保された機関のこと
- ② 「子どもの権利条約（日本ユニセフ協会）」、「国連・子どもの権利委員会による日本の第4回・第5回報告書審査と総括所見」等に応じた、「子ども権利条約：一般原則」の内容を満たすためには欠くことができない職務であること
- ③ 国が設置、あるいは国が認定した職務であること

資料

1. 堀 正嗣：2019.12.19：I. イギリス、北欧、カナダ(海外諸国)における、権利擁護のための仕組みと、個別救済の取組。(PDF資料)
2. 第35回社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会：資料1：具体的な対応について③（社会的養護経験者の自立支援、基盤(情報、権利擁護)）：15～17ページ
3. 子どもの家庭養育推進官民協議会報告書：平成31年1月29日：平成30年度研修会：これからの社会的養育を考える

イングランド・ウェールズにおける子どもの権利擁護・アドボケイト制度の全体像



11

「子どもの権利条約」子どもの権利は大きく分けて4つ



生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること



育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること



守られる権利

紛争に巻きこまれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること



参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

「子どもの権利条約」一般原則

- ・生命、生存及び発達に対する権利 (命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

- ・子どもの最善の利益 (子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

- ・子どもの意見の尊重 (意見を表明し参加できること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

- ・差別の禁止 (差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

児童福祉法・児童憲章・児童権利宣言

第二次大戦後、子どもたちの自由と開放を目ざして、これら3つが制定された。

1947年：児童福祉法：新憲法が制定された翌年に新憲法を踏まえて制定

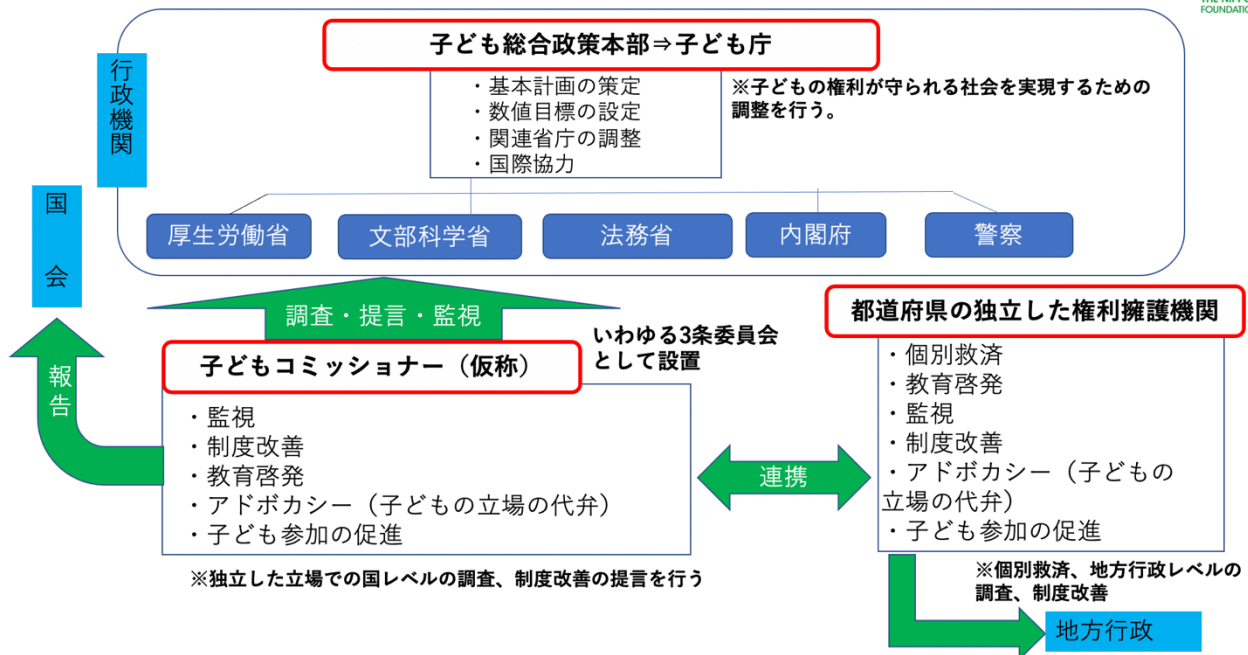
1951年：児童憲章：中央児童福祉審議会で協議、内閣総理大臣主宰の児童憲章制定会議にて制定

1959年：児童権利宣言：国際連合における1948年の世界人権宣言を踏まえ制定

1979年：国際児童年は、児童権利宣言の20周年を記念して定められた

「子ども基本法」による子どもの権利を守る仕組みの提案

日本財団作成 THE NIPPON FOUNDATION



2021/09/29 ver

8

日本財団：2021.10月：「子ども基本法」の制定をめざして より引用

国連子どもの権利委員会から日本への勧告（2019年）

THE NIPPON FOUNDATION

立法措置 → 子ども基本法

子どもの権利に関する包括的な法律を採択し、かつ国内法を条約の原則および規定と完全に調和させるための措置をとること。

調整 → 子ども庁

分野横断的に、国、地域及び地方レベルで行われている本条約の実施に関連する全ての活動を調整するための、十分な権限を有する適切な調整機関の設置。

独立した監視 → 子どもコミッショナー (仮称)

子どもによる苦情を子どもにやさしいやり方で受理し、調査しかつこれに対応することのできる、子どもの権利を監視するための具体的機構を含んだ、人権を監視するための独立した機構を迅速に設置すること。

9

子どもコミッショナー（仮称）とは

●子どもコミッショナー、オンブズマン、オンブズパーソン、人権機関ともいう。子どもの権利が守られているか、行政から独立した立場でモニターする機構。世界70か国以上の国で設置済み。ヨーロッパでは47か国中34カ国が設置している。

●国連子どもの権利委員会は、子どもの権利条約を実践するために、批准国に子どもコミッショナー／オンブズパーソンの設置を求めている（一般的意見2号）

●子どもコミッショナーの主な役割

- ・子どもの最善の利益を政策等に反映する。
- ・子ども達の状況を調査し、改善の提案を行う。
- ・子どもの意見を聞き、子どもの社会への参画を促進する。
- ・子ども自身や子ども関係者からの苦情申立てに対応して、必要な救済を提供する。
- ・子どもの権利に関する教育や意識啓発等を行う。

子どもコミッショナーとは（1）

●子どもコミッショナーの役割

- ① 子どもの権利や利益が守られているか、行政から独立した立場で監視すること。
- ② 子どもの代弁者として、子どもの権利の保護・促進のために必要な法制度の改善の提案や勧告を行うこと。
- ③ 子ども自身からのものを含む苦情申立てに対応して必要な救済を提供すること。
- ④ 子どもの権利に関する教育や意識啓発等を行うこと。

●子どもの権利委員会は、子どもの権利条約を実践するために、批准国に子どもコミッショナー／オンブズパーソンの設置を求めている（一般的意見2号）

- ・世界60か国以上の国で設置済み。
- ・ヨーロッパでは47か国中34カ国が設置している（European Network of Ombudspersons for Childrenより）。
- ・国レベルの設置のみのケースも、オーストラリアのように国と各州に設置しているケースもある。日本の人口規模からすると国レベル（政策提言）と都道府県レベル（個別救済）との双方の設置が望ましい。
- ・日本でも埼玉県、川崎市、世田谷区、兵庫県川西市など、約35の自治体がすでに子どもの権利擁護機関を独自に設置している。

国名	イングランド	ウェールズ	スコットランド	北アイルランド	ノルウェー	スウェーデン
名称	Children's Commissioner for England	Children's Commissioner for Wales	Commissioner for Children and Young People Scotland's	Northern Ireland Commissioner for Children and Young People	Ombudsman for Children in Norway (Barneombudet)	Ombudsman for Children in Sweden (Barnombudsmannen)
設置年	2005年	2001年	2004年	2003年	1981	1993
職務	子どもの権利を保護し促進すること	子どもの権利と福祉を保護し促進すること	子どもの権利を保護し促進すること	子どもの権利と最善の利益を保護し促進すること	公私の機関に対して子どもの利益を促進すること及び子どもが育つ環境の改善を追求すること	国連・子どもの権利条約にもとづくスウェーデンの誓約に照らし、子どもおよび若者の利益を代表する
任命	英国政府	地方政府	英国女王	地方政府	国王	政府
任期	5年+5年	7年(再任不可)	8年以内(議会が決定)	4年+4年	6年(再任不可)	6年
予算(2017-18)(2018.11.26換算)	£2,471,000 (357,487,719円)	£1,583,000 (229,094,172円)	£1,377,000 (199,266,055円)	£1,339,429 (193,844,206円)	21,461,000(NOK) (284,726,306円)	40,295,000(SEK) (503,190,017円)
予算/人口	£0.04 (6.42円)	£0.51 (73.8円)	£0.25 (36.8円)	£0.72 (101.6円)	4.05 (NOK) (53.8円)	4.07(SEK) (50.8円)
年次報告提出先	英国国会	地方政府	地方議会	地方政府	政府	政府
調査権限	有	有	有	有	有	有
個別ケース調査	否	可	可	可	無	無
子ども参加	有	有	有	有	無	無

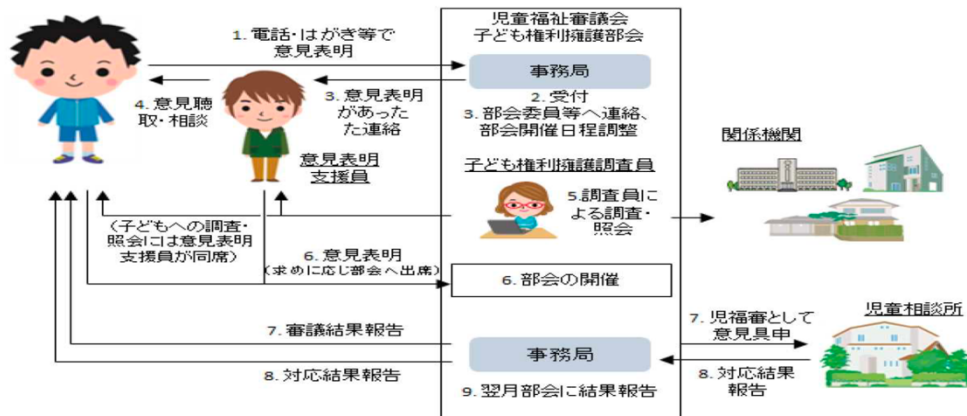
(出所) 堀正嗣「子どもの権利に関する国内人権機関の独立性と機能」海外事情研究vol.46

【権利擁護機関】

- 子どもの意見を処遇等に適切に反映させていくためには、意見を受け止め、必要に応じて児童相談所等と調整を図り、対応の改善を促す機能を有する第三者機関（権利擁護機関）の整備も求められる。平成28年児童福祉法改正では、同法に規定する児童福祉審議会が、必要があると認めるときは児童その他の関係者に対し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は意見を聴くことができる規定を整備したが、同審議会を活用した権利擁護の枠組みの整備は進んでいないところ。
- 児童福祉審議会を活用した権利擁護の枠組みの整備を促進する観点から、
 - ・権利擁護の仕組みの整備を都道府県等の努力義務にするとともに、
 - ・前頁の意見表明支援事業（仮称）の枠組みの中で、児童福祉審議会による調査・審議の仕組み（調査員の配置等）も行うことができるものとしてはどうか。
 また、既に一部の自治体が独自に設置している権利擁護機関（自治体オンブズパーソン等）が上記の機能を担うことも可能となるよう、柔軟な事業実施要件としてはどうか。
- さらに、国レベルの権利擁護機関（子どもコミッショナー）について省庁横断的な検討が必要ではないか。

【参考】「児童福祉審議会を活用した子ども権利擁護対応ガイドライン」（※）のイメージ

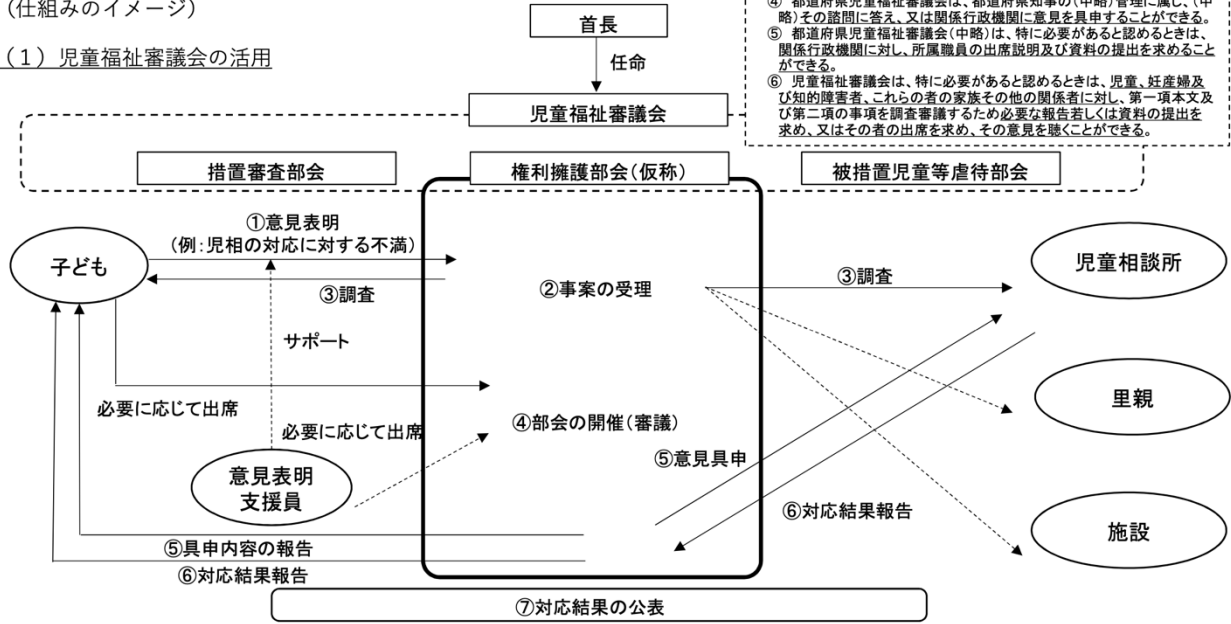
※平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「子どもの権利擁護に新たに取り組む自治体にとって参考となるガイドラインに関する調査研究」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）



令和3年3月8日
第8回子どもの権利擁護に関するワーキングチーム 事務局提出資料

(仕組みのイメージ)

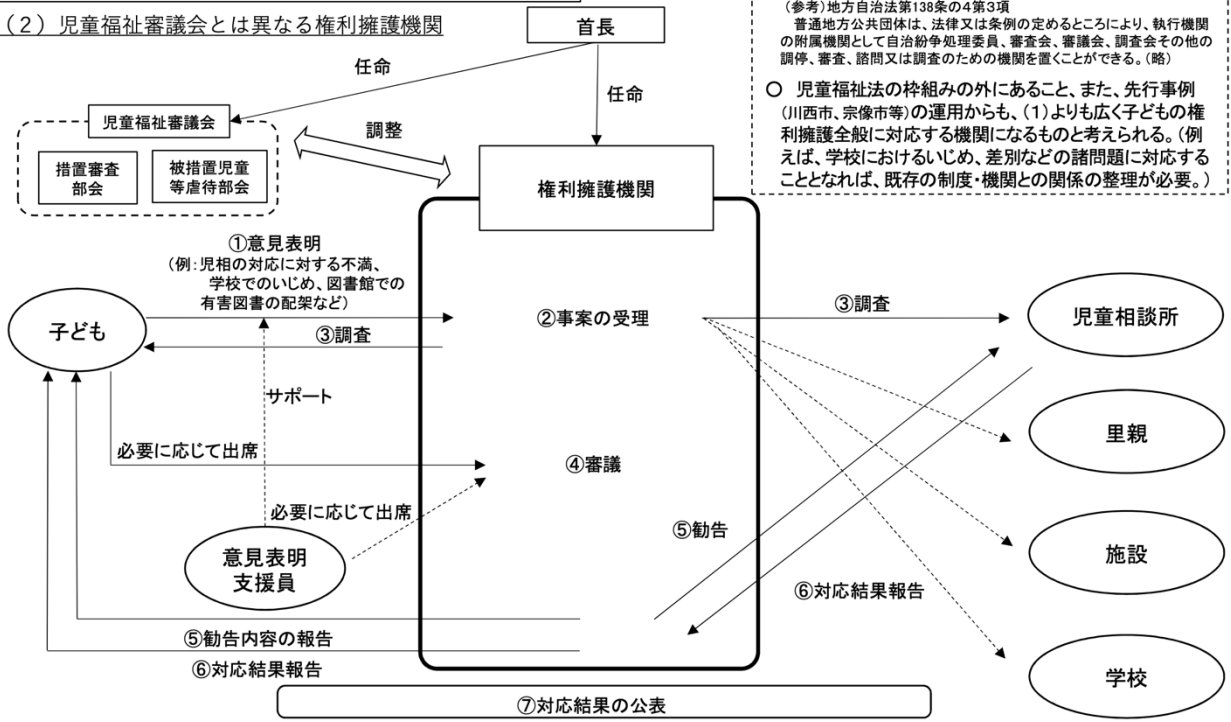
(1) 児童福祉審議会の活用



- 児童福祉法第8条の次の規定を根拠に運用される。
- ② (略)審議会その他の合議制の機関(以下「都道府県児童福祉審議会」という。)は、(中略)、児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を調査審議することができる。
- ④ 都道府県児童福祉審議会は、都道府県知事の(中略)管理に属し、(中略)その諮問に答え、又は関係行政機関に意見を具申することができる。
- ⑤ 都道府県児童福祉審議会(中略)は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、所属職員の出席説明及び資料の提出を求めることができる。
- ⑥ 児童福祉審議会は、特に必要があると認めるときは、児童、妊産婦及び知的障害者、これらの者の家族その他の関係者に対し、第一項本文及び第二項の事項を調査審議するため必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

令和3年3月8日
第8回子どもの権利擁護に関するワーキングチーム 事務局提出資料

(2) 児童福祉審議会とは異なる権利擁護機関



- 地方自治法第138条の4第3項に基づき、条例の定めにより執行機関の附属機関を設置することが可能。
(参考)地方自治法第138条の4第3項
普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。(略)
- 児童福祉法の枠組みの外にあること、また、先行事例(川西市、宗像市等)の運用からも、(1)よりも広く子どもの権利擁護全般に対応する機関になるものと考えられる。(例えば、学校におけるいじめ、差別などの諸問題に対応することとなれば、既存の制度・機関との関係の整理が必要。)

令和3年11月5日

第36回社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会

井上小児科医院 井上登生

議論に必要と思われる資料を追加します。

児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会

回数	開催日	議題等	議事録／議事要旨	資料等	開催案内
とりまとめ	—	—	—	▶ PDF とりまとめ [PDF形式: 1.1MB] 📄	—
第8回	2021年4月14日 (令和3年4月14日)	とりまとめ案の議論	▶ PDF 議事録 [PDF形式: 364KB] 📄 NEW 7月26日	▶ 資料	▶ 開催案内
第7回	2021年2月22日 (令和3年2月22日)	とりまとめ案の議論	▶ PDF 議事録 [PDF形式: 474KB] 📄 NEW 7月26日	▶ 資料	▶ 開催案内
第6回	2021年2月8日 (令和3年2月8日)	更なる議論を行う事項について	▶ PDF 議事録 [PDF形式: 412KB] 📄	▶ 資料	▶ 開催案内 📄
第5回	2021年1月18日 (令和3年1月18日)	ヒアリング	▶ PDF 議事録 [PDF形式: 550KB] 📄	▶ 資料	▶ 開催案内 📄
第4回	2020年12月16日 (令和2年12月16日)	一時保護の解除にあたっての手続等に関する検討	▶ PDF 議事録 [PDF形式: 444KB] 📄	▶ 資料 📄	▶ 開催案内 📄
第3回	2020年11月19日 (令和2年11月19日)	一時保護期間中の手続等に関する検討	▶ PDF 議事録 [PDF形式: 499KB] 📄	▶ 資料 📄	▶ 開催案内 📄
第2回	2020年10月23日 (令和2年10月23日)	一時保護の開始にあたっての手続に関する検討	▶ PDF 議事録 [PDF形式: 487KB] 📄	▶ 資料 📄	▶ 開催案内 📄
第1回	2020年9月18日 (令和2年9月18日)	(1) 児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会の開催について (2) これまでの議論の経緯及び児童相談所への調査結果について (3) 今後の検討事項及び進め方について	▶ PDF 議事録 [PDF形式: 470KB] 📄	▶ 資料 📄	▶ 開催案内 📄

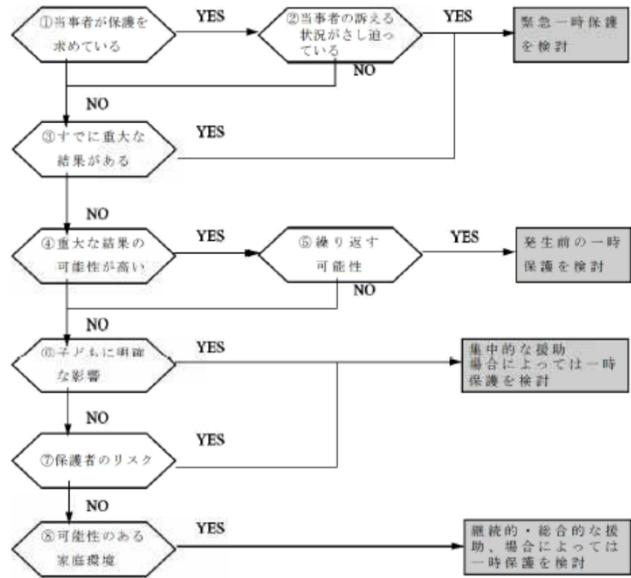
子ども虐待対応の手引き(アセスメント関係抜粋)

一時保護決定に向けてのアセスメントシート

① 当事者が保護を求めている?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> 子ども自身が保護・救済を求めている <input type="checkbox"/> 保護者が、子どもの保護を求めている	* 情報
② 当事者の訴える状況がさし迫っている?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> 確認にはいたらぬもの性的虐待の疑いが濃厚であるなど このままでは「何をすべきかわからない」「殺してしまおう」などの訴えなど	
③ すでに虐待により重大な結果が生じている?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> 性的虐待(性交、性的行為の強要、妊娠、性感感染症) <input type="checkbox"/> 外傷(外傷の種類と箇所: ネグレクト 例: 栄養失調、衰弱、脱水症状、医療放棄、治療拒否、()	
④ 次に何か起これば、重大な結果が生ずる可能性が高い?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> 乳幼児 生命に危険な行為 例: 頭部打撃、顔面攻撃、首締め、シェーキング、道具を使った体罰、 窓より、戸外放置、溺れさせる、() <input type="checkbox"/> 性的行為に至らない性的虐待、()	
⑤ 虐待が繰り返される可能性が高い?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> 新旧混在した傷、入院歴、() 過去の入院 例: 複数の通告、過去の相談歴、一時保護歴、施設入所歴、「きょうだい」の虐待歴、 保護者に虐待の認識、自覚なし <input type="checkbox"/> 保護者の精神的不安定さ、判断力の衰弱	
⑥ 虐待の影響と思われる症状が子どもに表れている?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> 保護者への拒否感、恐れ、おびえ、不安、() 面接場面での様子 例: 無表情、表情が暗い、體的体の緊張、過度のスキンシップを求め る、() <input type="checkbox"/> 虐待に起因する身体的症状 例: 発育・発達遅れ、腹痛、嘔吐、自製化、脱毛、()	
⑦ 保護者に虐待につながるリスク要因がある?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> 子どもへの拒否的感情・態度 例: 拒否、愛情欠如、差別など不当な扱い、望まない妊娠出産、母子 健康手帳未発行、乳幼児健診未受診、 <input type="checkbox"/> 精神状態の問題 例: 體的、精神的に不安定、妊娠・出産のストレス、育児ノイローゼ、 <input type="checkbox"/> 性格的問題 例: 衝動的、攻撃的、未熟性、() <input type="checkbox"/> アルコール・薬物等の問題 例: 現在常用している、過去に経験がある、() <input type="checkbox"/> 公的機関等からの援助に対し拒否的あるいは改善が見られない、改善す るつもりがない <input type="checkbox"/> 家族・同居者間での暴力(DV等)、不和 <input type="checkbox"/> 日常的に子どもを守る人がいない	
⑧ 虐待の発生につながる可能性のある家庭環境等	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> 虐待によるのではない子どもの生育上の問題等 例: 発達や発育の遅れ、未熟児、障害、慢性疾患、() <input type="checkbox"/> 子どもの問題行動 例: 攻撃的、盗み、家出、徘徊、虚言、性的逸脱、退行、自傷行為、 盗み食い、暴食、過食、() <input type="checkbox"/> 保護者の生育歴 例: 放置虐待、愛されなかった思い、() <input type="checkbox"/> 養育態度・知識の問題 例: 意欲なし、知識不足、不適切、期待過剰、家事能力不足、 () <input type="checkbox"/> 家族状況 例: 保護者等(祖父母、養父母等を含む)の死亡・失踪、離婚、妊娠・出産 ひとり親家庭等 ()	

図5-2

一時保護に向けてのフローチャート



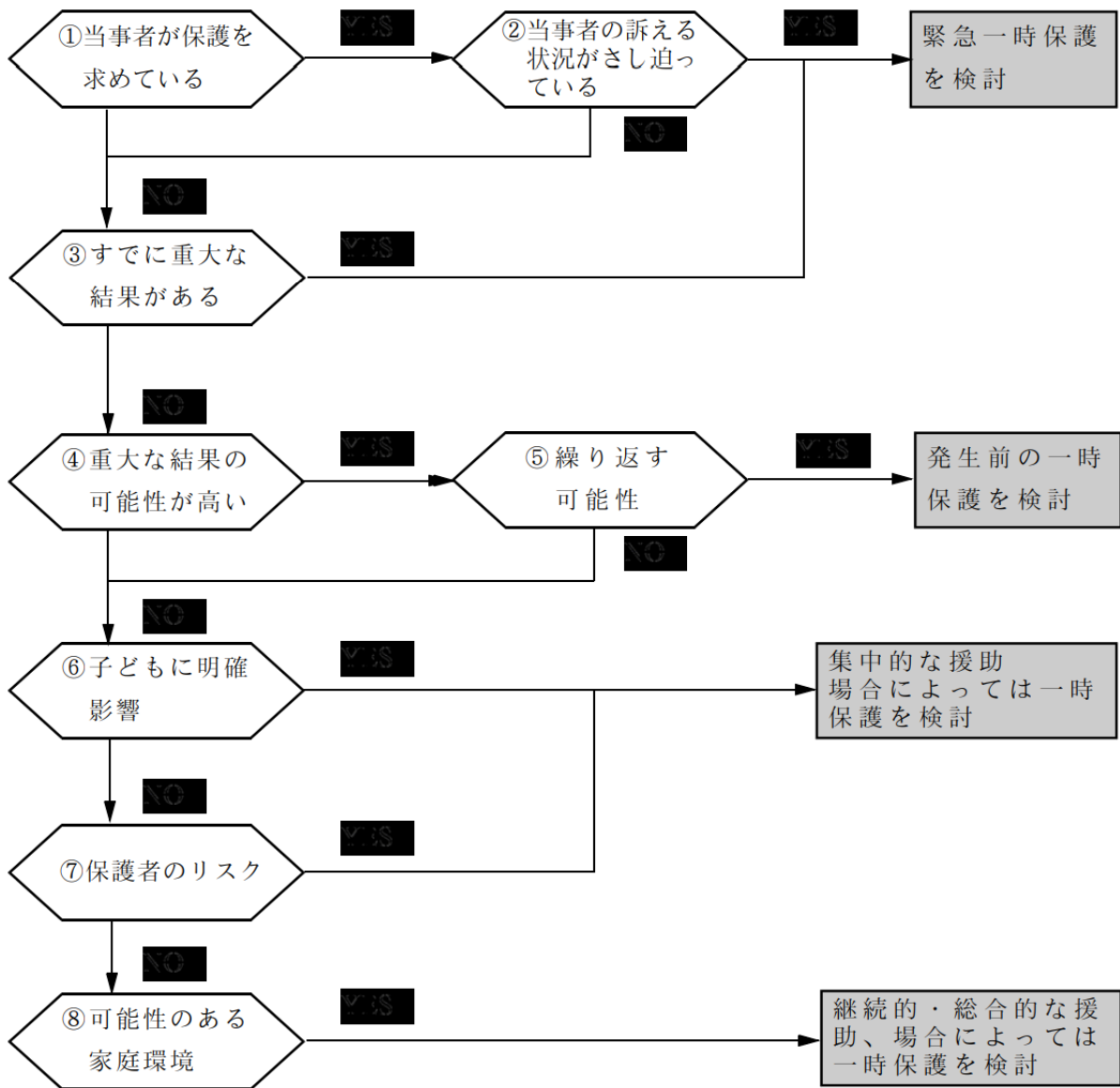
(解説)

- A ①②③のいずれかで「はい」がある時 → 緊急一時保護の必要性を検討
- B ①に該当項目がありかつ⑤にも該当項目があるとき → 次の虐待が発生しないうちに保護する必要性を検討
- C ①～④いずれにも該当項目がないが⑥⑦のいずれかで「はい」がある場合
 - 表面化していても深刻な虐待が起きている可能性
 - あるいは虐待が深刻化する可能性
 - 虐待リスクを軽減するための集中的援助。その見直しによっては一時保護を検討
- A～Cのいずれにも該当がなく、⑧のみに「はい」がある場合
 - 家族への継続的・総合的援助が必要。場合によっては、社会的義勇のための一時保護の必要性を検討する

(別添5) 一時保護決定に向けてのアセスメントシート

① 当事者が保護を求めている?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> 子ども自身が保護・救済を求めている <input type="checkbox"/> 保護者が、子どもの保護を求めている	* 情報
② 当事者の訴える状況が差し迫っている?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> 確認にはいたらないものの性的虐待の疑いが濃厚であるなど <input type="checkbox"/> このままでは「何をすべきか分からない」「殺してしまいそう」などの訴えなど	
③ すでに虐待により重大な結果が生じている?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> 性的虐待(性交、性的行為の強要、妊娠、性感染症罹患) <input type="checkbox"/> 外傷(外傷の種類と箇所:) <input type="checkbox"/> ネグレクト 例: 栄養失調、衰弱、脱水症状、医療放棄、治療拒否、()	
④ 次に何か起これば、重大な結果が生ずる可能性が高い?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> 乳幼児 <input type="checkbox"/> 生命に危険な行為 例: 頭部打撃、顔面攻撃、首締め、シェーキング、道具を使った体罰、逆さ吊り、戸外放置、溺れさせる、() <input type="checkbox"/> 性的行為に至らない性的虐待、()	
⑤ 虐待が繰り返される可能性が高い?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> 新旧混在した傷、入院歴、() <input type="checkbox"/> 過去の介入 例: 複数の通告、過去の相談歴、一時保護歴、施設入所歴、「きょうだい」の虐待歴() <input type="checkbox"/> 保護者に虐待の認識・自覚なし <input type="checkbox"/> 保護者の精神的不安定さ、判断力の衰弱	
⑥ 虐待の影響と思われる症状が子どもに表れている?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> 保護者への拒否感、恐れ、おびえ、不安、() <input type="checkbox"/> 面接場面での様子 例: 無表情、表情が暗い、鬱的体の緊張、過度のスキンシップを求め、() <input type="checkbox"/> 虐待に起因する身体的症状 例: 発育・発達の遅れ、腹痛、嘔吐、白髪化、脱毛、()	
⑦ 保護者に虐待につながるリスク要因がある?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> 子どもへの拒否的感情・態度 例: 拒否、愛情欠如、差別など不当な扱い、望まない妊娠出産、母子健康手帳未発行、乳幼児健診未受診、() <input type="checkbox"/> 精神状態の問題 例: 鬱的、精神的に不安定、妊娠・出産のストレス、育児ノイローゼ、() <input type="checkbox"/> 性格的問題 例: 衝動的、攻撃的、未熟性、() <input type="checkbox"/> アルコール・薬物等の問題 例: 現在常用している、過去に経験がある、() <input type="checkbox"/> 児童相談所等からの援助に対し拒否的あるいは改善が見られない、改善するつもりがない <input type="checkbox"/> 家族・同居者間での暴力(DV等)、不和 <input type="checkbox"/> 日常的に子どもを守る人がいない	
⑧ 虐待の発生につながる可能性のある家庭環境等	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> 虐待によるのではない子どもの生育上の問題等 例: 発達や発育の遅れ、未熟児、障害、慢性疾患、() <input type="checkbox"/> 子どもの問題行動 例: 攻撃的、盗み、家出、徘徊、虚言、性的逸脱、退行、自傷行為、盗み食い、異食、過食、() <input type="checkbox"/> 保護者の生育歴 例: 被虐待歴、愛されなかった思い、() <input type="checkbox"/> 養育態度・知識の問題 例: 意欲なし、知識不足、不適切、期待過剰、家事能力不足、() <input type="checkbox"/> 家族状況 例: 保護者等(祖父母、養父母等を含む)の死亡・失踪、離婚、妊娠・出産ひとり親家庭等()	

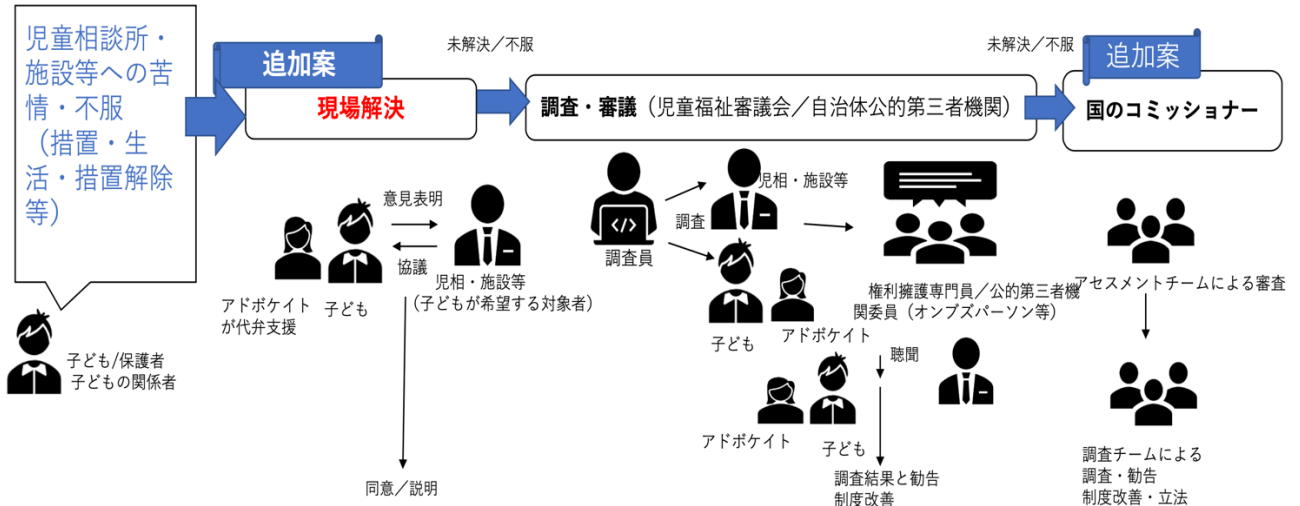
(別添5) 一時保護に向けてのフローチャート



(解説)

- A ①②③のいずれかで「はい」がある時 → 緊急一時保護の必要性を検討
- B ④に該当項目がありかつ⑤にも該当項目があるとき → 次の虐待が発生しないうちに保護する必要性を検討
- C ①～⑤いずれにも該当項目がないが⑥⑦のいずれかで「はい」がある場合
 - 表面化してなくても深刻な虐待が起きている可能性
 - あるいは虐待が深刻化する可能性
 - 虐待リスクを低減するための集中的援助。その見通しによっては一時保護を検討
- A～Cのいずれにも該当がなく、⑧のみに「はい」がある場合
 - 家族への継続的・総合的援助が必要。場合によっては、社会的養護のための一時保護の必要性を検討する

児童福祉審議会モデルの改善案

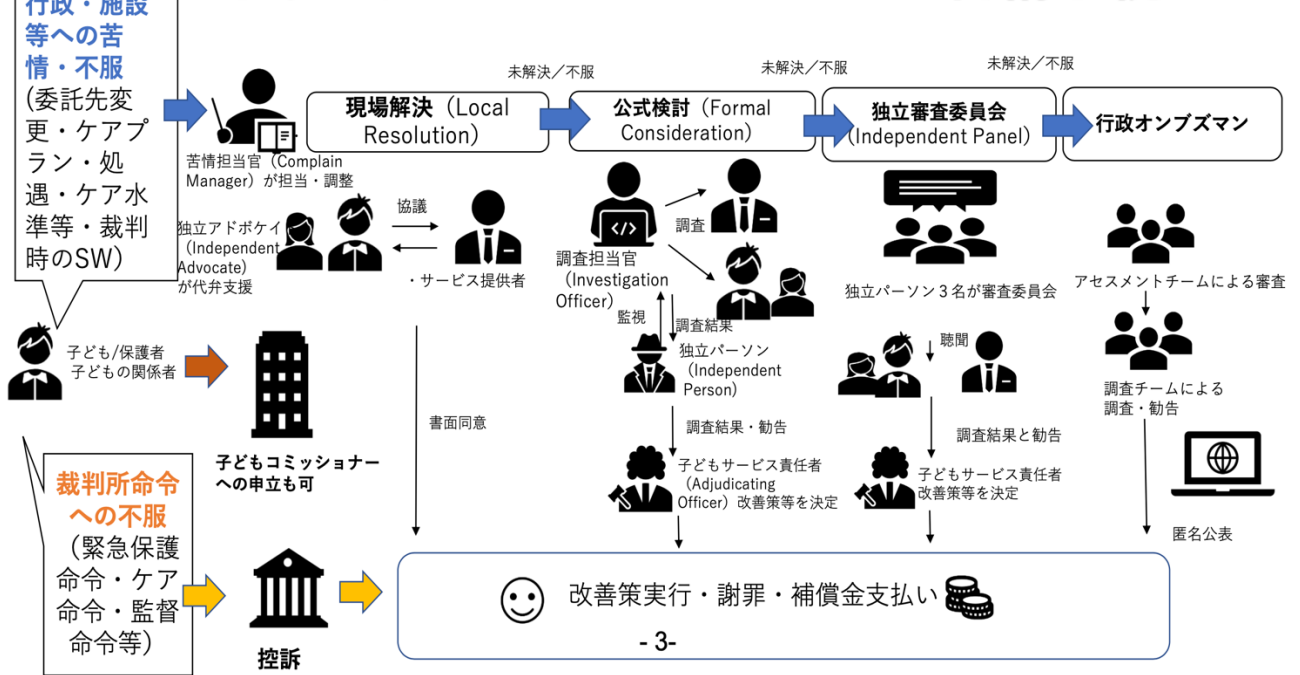


【現場解決の追加】児童福祉審議会を活用したモデルでは、調査や審議が前提。子どもが調査や審議・勧告まで求めてない場合の検討が不十分
 ・現在のあるモデル事業では、**子どもからは調査をせず早期に代弁してほしいといったニーズが多数。**
 ・調査・審議を行わない場合、モデル事業ではすべてに調査員が間を取り持ち、アドボケイトが直接代弁できない仕組み。伝達者が複数人で複雑。
 ・現在)一時保護所担当者に代弁を依頼された場合：アドボケイト→調査官→担当児童福祉司→一時保護所役職者→担当一時保護所職員という手順
 →改善案)「現場解決」の段階をつくり、子どもが代弁を希望する対象者に直接アドボケイトが伝達し、その後の状況を確認できるような仕組みが必要。

【国のコミッショナーを創設し接続】・児童福祉審議会等の判断に不服である場合、最後の砦としての機関が必要。
 ・全国の児童福祉審議会に寄せられた相談の中には、国の法制度に課題がある場合が十分考えられる。制度改善や立法につなげるような仕組みが必要。

参考

イギリス(イングランド・ウェールズ)の苦情手続



倉石委員

2021. 11. 5 第36回社会的養育専門員会

「子ども家庭福祉分野の資格・資質向上について(案)」に関する意見

倉石哲也

1. 国家資格の考え方

国家資格については社会福祉士・精神保健福祉士に上乗せの認定資格が現実的です。福祉系の多資格化は「人々の権利を擁護し生活を支援する」というソーシャルワークの理念からも養成課程の点から望ましくないと考えます。

ソーシャルワークの隣接領域では、「保健師」が資格として一本化され、地域保健、母子保健、精神保健そして介護分野とライフサイクルに応じた専門性を持ち、幅広く活躍しています。

社会福祉士・精神保健福祉士以外の分野別の国家資格を新設するのではなく、現在の国家資格の専門性を高めるべきであると考えます。

2. 子ども家庭福祉ソーシャルワーカー専門科目について

資料①の P.6に示された「上乗せ型」が、現任者の任用の点からも現実的であり、将来的に養成課程科目を社会福祉士カリキュラムの改定に繋げる検討が必要と考えます。併せて、資料①P.5「上乗せ科目」には「家族力動と家族アセスメント」の科目が必須と考えます。

理由 虐待等の児童の問題が生じる背景：子の発達上の特性と家族ダイナミクス

を踏まえたアセスメント力が必要と考えるためです。

3. 上乗せ型に賛成する理由.

(1) 養成校の立場から

社会福祉士の専門性を高めるためには、子ども家庭福祉ソーシャルワーカーを認定資格とし、将来的に社会福祉士養成課程のカリキュラム改定に結び付けるべきと考えます。

3つの国家資格対応のカリキュラムを配置したとしても、学生の動向は、社会福祉＋精神、或いは社会福祉＋児童の2資格取得が多くなり、前者に希望者が偏重すると予測されます。

理由 社会福祉＋精神は就職先として障害・高齢を含むことになりませんが、児童分野は就職先が限定される怖れがあります。資格取得を目指す学生の国家試験合格に力を注ぐ各養成校は、キャップ制の問題もあり現状の2資格の養成で手一杯の状態です。

(2) 学生のキャリア支援の観点から

子ども家庭福祉士(仮称)を取得しても就職先のメリットが2資格に比べ低い。

理由 ①行政機関ではオールマイティのソーシャルワーカー(機能)が期待され、高齢、障害分野の基礎知識を有する社会福祉士、精神保健福祉士は活躍できるメリ

ットが高いと考えます。

- ② 児童家庭福祉士として行政機関に採用された場合、児童分野（児童相談所等）で適応できない場合、他分野での活躍が難しくなる可能性があります。
- ③ 公務員採用の間口を狭め、人材の取り合いが生じる等、デメリットが生じることが予想されます。

4. 社会福祉の国家資格の理念から

理念的には、社会福祉士を基礎資格とし、高齢分野は介護福祉士、障害・精神分野は精神保健福祉士、児童分野は児童家庭福祉士とすべきが健全な資格体系であると考えます。（精神保健福祉士が国家資格化された際にもこの点は議論されています。）

しかしながら、社会福祉系国家資格の在り方については別の場で協議すべきことであり、その方向性は不透明です。従って、今回の児童福祉専門職の資格化について現実的な視点から意見を述べさせていただきました。

以上

橋本委員

権利擁護の視座から考察した地域における社会的養育の課題

全国児童家庭支援センター協議会
会長 橋本 達昌

(1) はじめに

2016年に改正された児童福祉法、およびその翌年(2017年8月2日)に、厚生労働大臣の下に設置された「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」がとりまとめた「新しい社会的養育ビジョン」、さらにその1年後(2018年7月6日)に厚生労働省子ども家庭局長によって発出された「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」・・・これら一連の潮流で示された政策ベクトルは、児童相談所によって施設へ措置することをメインルートとして設計されていた狭隘な「社会的養護システム」を改め、これを地域の多様な支援者らが織りなすファミリーソーシャルワークによって、家庭やそれに近い環境で子どもを育もうとする「社会的養育システム」へ転換しようとするものであった。

またこのことは、社会的養護システム自体に内在していた問題や制限の解消や緩和をめざしたイノベーションであったとも換言できる。なおかかる旧来からのリミットは、長らく一部の社会的養護関係者や人権活動家から深刻な権利侵害として問題視されてきた課題でもあった。

そこで本稿では、地域コミュニティにおける社会的養育の諸課題について、主に権利擁護の視座から考察し、現時点での具体的かつ実務的な解決・緩和策を検討していきたい。

(2) 社会的養護制度上の問題や制限とその解決策

さて従来の社会的養護制度に内在していた問題や制限とは、具体的には、①要保護児童を発見した場合、在宅のままでしばらく様子を見ようとするか、親子を分離するか白黒思考的な判断が即座に求められてきたこと。②親子分離を決定した場合、施設に措置するか里親に委託するか二者択一を否応なく迫られてきたこと。③(現実的に)児童相談所一時保護所の入所定員や、施設や里親の受け入れ可能人数によって、社会的養護制度を利用する子どもたちの総量が規制されてきたこと等である。

そもそも社会的養護の入り口段階において、在宅のまま様子見をするか、親子分離をするかという極端な選択肢しかなかったことは、制度の不備であり、悪しき不作為であったといつて過言ではない。もし仮に在宅のままであっても、そこに支援者が足繁く訪問し、学習支援や食事提供、家事援助を実施しつつ、些細な子どもの変容にも目を配るケアシステムとしての在宅措置制度が確立され広く活用されるようになれば、状況は一変するだろう。

なお現状においても在宅児童への支援方策として、児童相談所から児童家庭支援センターへの指導委託^(注1)というフレームワークは在るが、この費用の支出根拠が裁量的経費であるがゆえに、委託費の値切りや委託期間の短縮が安易に行われるなど不適切な運用が横行しており、支援現場からは義務的経費化が強く求められているところである。

さらに従来は「施設か里親か」といった地域の貴重なリソース同士の対立をいたずらにあおるような選択を強いられてきたが、このことにも大いに疑問がある。むしろ実家庭の脆弱さを、近くの里親が週末や夜間に子どもを一時的に預かることによって補っていく。施設は、

そのような実親と里親との共同養育の中で生じる子どもの発達課題や養育者の疲弊を、心理療法などの専門スキルや24時間365日対応できるケアワーク機能を活かして軽減していく。このような“支援者を支援する”重なりや厚みのある仕組みが構築されれば、地域コミュニティ全体の養育力は飛躍的に向上していくに違いない。

なお元厚生労働省家庭福祉課長であり、現役里親でもある藤井康弘全国家庭養護推進ネットワーク代表幹事は、家庭養護（里親委託）の推進とは、子ども達の措置先を施設から里親家庭に移すという単純なことではないと断じたうえで、子どもたちの生活の本拠は可能な限り里親家庭に置きつつも、施設が自らの入所機能を果たしつつ里親家庭をその専門性によって支えていく新たな体制を構築すること、さらには児童相談所やNPOなどを含む地域の社会資源全体が連携・協働し、地域全体として子どもたちを支えていく新たな社会的養護の体制に移行していくこと^(注2)と定義している。

言うまでもなく重なりのある支援体制は、重なり合う者同士の相互信頼の上に成り立つものである。その意味において本定義の如く、施設と里親との対立構図を止揚し、互いの利点を活かし合おうとする新たな関係性の構築は不可欠といえよう。

ちなみに既に一部の先駆的な地域では、保護者の仕事の都合や病気治療などによりショートステイを必要とする親子に対し、近隣の里親をマッチングし、当該の里親家庭にて短期預かりを実施する「里親ショートステイ事業」^(注3)が展開されている。

とまれ上述のようなパーマネンシー（永続的な関係の下での養育）の保障に向けたイノベーション実践は、子どもの最善の利益や子どもの権利擁護の視座から、大いに歓迎されよう。

ところで先の児童福祉法改正では、市区町村が子ども家庭総合支援拠点を創設し、要保護児童対策のベースキャンプとなっていくことも示された。

従来の制度設計では、主に都道府県等の設置する児童相談所が、警察や市区町村からの虐待通告を受けて動き出し、施設入所や里親委託を決定していた。しかし地域の情報が詳しく手に入り、家庭環境の変化が瞬時に捕捉できる市区町村が中核となり、自ら実施している子育て支援施策や母子保健事業、障害児者や生活困窮家庭への支援制度等を総動員して子ども家庭支援に乗り出していけば、これまで児童相談所があまりケアできていなかったケース、例えば、望まない妊娠や育児困難が懸念される特定妊婦、親や兄弟を介護しているヤングケアラー、施設退所後の生活環境にリスクを抱えている青年や生活困窮児童などにも支援は行き届き、その守備範囲は一気に拡大するであろう。

（3）子どもを守る地域ネットワークを紡いでいくために

最近、地域では子ども食堂や学習支援拠点などが、民間支援機関や市民ボランティア組織等の尽力によって盛んに創出されてきている。さらに今次のコロナ禍を契機として、これらの民間機関や市民組織による見守り支援活動も活発化している。

なお見守り支援活動の裾野を拓げている民間機関や市民組織のスタッフには、気がかりな子どもやその保護者と親和的に繋がっているケースが少なくない。彼らは、ともすると上から目線で息苦しくなりがちな行政の直接的な支援とは対極の、いわば関係が途切れないという意味で“息の長い”、求め過ぎないという意味で“ゆるい”支援を展開している。

一方、我が国のほぼすべての市区町村には、要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」

という。)が設置されている。このネットワークは、市区町村が児童虐待の予防や早期発見、再発防止策を講じていく際の要となるシステムであるが、残念ながら現状は硬直化や形骸化が多方面から指摘される状況に陥っている。

もとより守秘義務や個人情報保護に絡む情報共有への柵を乗り越えるために創設されたという経緯から、官主導・行政機関中心で運営されてきた要対協であるが、しかし斯様な実用性に乏しい運営から脱却していくには、その構成自体を根底から覆すようなイノベーションが必要ではなかろうか。

その手始めが、前述の民間機関や市民組織のスタッフらに要対協へ参画してもらい、支援実践現場のリアルな情報を共有し合うことであると考え。朗らかなキャラクターで、柔らかなく包み込むように子ども達と繋がっている彼らの存在そのものが、次代の地域ネットワークシステムの象徴となることにも期待したい。

ところで要対協の機能強化を図るための事業名は、「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」という。しかし他者を“(見)守る”というのは、とても難しい所作であり、殊に現代においては、SNS上の炎上(誹謗中傷の殺到)やコロナ禍での自粛警察の発生等でも明らかなように、“見守り”社会は実にたやすく息苦しさや生きづらさをともなう“見張り”社会へと変質してしまう。

先年、東京や千葉で発生した痛ましい事件についても、いずれも以前居住していた地方都市の要対協では当該家族のリスクが認知され支援対象化されていたが、むしろそのような状況を(周囲から)“見張られている、批判されている”と曲解した保護者=加害者によって断行された無謀な逃避行の結末であったといえよう。

そこで議論されるべきは、基礎自治体と民間機関(児童家庭支援センターや子育て支援センター、子ども食堂、学習支援拠点、シェルター、妊娠相談機関、社会的養護経験者らによる当事者ユース組織など新たな民間リソース)との連動により、当事者との息長く、ゆるいつながりや、寄り添いや伴走というスタイルでいかに構築していくかという論点であろう。

寄り添いや伴走支援によって、当事者が“自分が主体である、自分は地域から大切にされている”という実感を抱けるような仕組みづくりが急がれる。なおこの点については、先行する介護・障害者福祉施策におけるケアマネジメントシステムやオープンダイアログ^(注4)等の手法が大いに参考となろう。

さらにこのような地域ネットワークが、「官」と「民」と「市民」の有機的な連帯を育むまでに深化していく…、より具体的にいえば、官である基礎自治体が地域人材の活躍を期待して整備した制度体系をベースに、社会福祉法人等の民間事業者が、相互に連携しつつ“支援のプロ集団”として公益的な取組を行い、併せて市民ボランティア組織に属する市民も、地域独自のカルチャーや人間模様を良く知る“地域のプロ”としてしなやかに市民自治的实践を繰り広げていく…、このように地域に点在する多様な支援者らが互いを信頼しながら連動し、地域福祉を豊かにしていこうとする姿勢には、地域共生社会やSDGsの萌芽を感じる。

(4) 子どもの権利擁護、とりわけ意見表明権の保障に向けて

周知のように2016年に改正された児童福祉法は、その第1条で「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られ

ることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」と定め、子どもの権利主体性を明確にした。また2017年8月にとりまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」では、「新たな社会的養育という考え方では、そのすべての局面において、子ども・家族の参加と支援者との協働を原則とする。参加とは、十分な情報を提供されること、意見を表明し尊重されること、支援者との適切な応答関係と意見交換が保障されること、決定の過程に参加することを意味する。」としたうえで、「社会的養護を受けている子どもに関しては定期的に意見を聴取し、意見表明支援や代弁をする訪問アドボカシー支援などが可能になる子どもの権利擁護事業や機関を創設することが必要である。」との相当踏み込んだ見解が記された。^(注5)

さらに国は、2018年7月に、各都道府県が社会的養護施策の指針となるべき計画を策定するにあたって、基本的な考え方や留意点等をまとめた「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」を発出したが、ここに以後必ず展開すべき社会的養護施策の一つとして、「当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）」が掲げられた。わけても策定要領のポイントとして、（社会的養護の施策を検討する際には、「当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）の複数の参加を求めること」および「第三者による支援により適切な意見表明ができるような取組を行うこと」と明記されたことは、画期的であった。

これらの情勢に鑑みれば、今後の要保護児童対策には、自立支援の各フェーズにおいて、子どもの権利擁護、なかんずく当事者である子ども自身の参加や意見表明権を保障していくための機制が肝要となってくる。例えば自己決定・自己選択を尊重するための当事者と支援者との対話機会の確保や各種行政計画策定の際の当事者参画の徹底、より具体的には施策実施過程の随所において、子ども自身（の決定や選択）に必要十分な情報が事前に提供され、子どもの参加や意見表明権が着実に保障されるとともに、アドボカシーやフィードバック（参画した結果の報告）のシステムも同時に確立されていくことなどが求められよう。

なお2019（令和元）年6月に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」の附則にて、子どもの権利擁護の在り方について検討し、必要な措置を講じるものとされたことを踏まえ、2019年12月、厚生労働省子ども家庭局内に「子どもの権利擁護に関するワーキングチーム」（座長：相澤仁大分大学教授）が設けられた。このチームの開催要綱には、検討事項として①子どもの意見表明を支援する仕組みの在り方、②子どもの権利を擁護する仕組みの在り方、③その他子どもの権利擁護の在り方、と列挙されており、議論の帰結として、どこまで踏み込んだ権利擁護施策が提起されるのか、子ども家庭支援関係者らの耳目を集めている。

このように地域社会の中で、パーマネンシー保障を実現するためのファミリーソーシャルワークやネットワーク、子どもの権利擁護制度などを焦点化することによって、子どもをど真ん中に据えた自立支援スキームを構築していこうとする試みは、「子どもの最善の利益のために」「全ての子どもを社会全体で育む」という社会的養護の基本理念を実効化するとともに、施設で育てる社会的養護から、地域で育てる社会的養育へのパラダイムシフトを一層加速させていくこととなるであろう。

(5) 社会的養護人材の確保・定着とディーセントワーク

ところで、わが国の社会福祉行政では、長きにわたり（指導教育担当児童福祉司の任用要件等に顕現されるように）業務経験年数を熟練と見做したうえで、それを専門性と読み替えるがごとき形式的運用が行われ、実質的な意味での専門性については看過されてきた^(注6)。それゆえ専門性が熟練（経験年数）とイコールであると安易に捉えられることに一定の憂慮を要すべきことは論を俟たない。

その一方で、経験の浅い支援者の判断の甘さや不慣れな支援者同士の関係ミスが不幸な事件を多発させている今日の児童相談実務においては、固定メンバーによる支援が継続しえる環境づくりそのものが、否応なく専門相談機関としてのポジショニングを高めることになることもまた事実であろう。

さらに2015年に全国児童養護施設協議会が作成した調査報告書^(注7)によると、全国の児童養護施設の養育担当職員の平均勤続年数は7.7年、さらに退職者の勤続年数を見ると、勤続年数1年未満で退職する者が14.1%もあり、5年未満で退職する者となれば全体の53%と過半を占める。これはもはや業界全体がブラック企業と揶揄されても致し方ない状況であり、社会的養護の人材確保は熾烈を極めていくのが現実である。その意味で、長く働き続けることができる環境づくりは、社会的養護施策の最大の課題であるといえよう。

では長く働き続けられる、つまりは人材が定着する環境づくりは如何になしえるのか。感情労働がメインの労働集約型組織における人事マネジメントについては、従来から多くの識者によってチームワークやネットワークの重要性が指摘されてきたが、さらに近年はバーンアウトを回避し、人間らしくやりがいを持って働き続けられる仕事という意味で、ILO（国際労働機関）の活動目標でもあるディーセントワーク^(注8)の価値にも注目が集まっている。

ディーセントワークの理念は、例えばそれを個々の職場での実践に落とし込めば、①自己実現に必要な技能を身に着け仕事を創り出す、②安全で健康的に働ける職場を確保し生産性の向上をはかる、③職場での問題や紛争を平和的に解決できるように対話を促す、④不利な立場に置かれて働くことがないよう労働者の権利を保障する等といった働き方改革を志向する戦略目標として掲げられようが、これらの明快でシンプルな目途は、自主性・民主性・公共性・公開性等々を運営の基軸としたうえで、公平性や納得性に十分配慮した人事マネジメントシステムを採用することによって達成されていくのだろう。

裏を返せば、人材確保・定着の成否は、奉仕の美学や慈善の美德が労働者性を凌駕しがちな福祉労働シーンにおいて、（否、むしろそのような職場であるからこそ、）支援者の労働者としての権利をいかに確と擁護しえるかに懸かっているといつて過言ではなかろう。

なおここで2020年12月に「労働者協同組合法」が成立したことも書き留めておきたい。これは働く人が出資して経営にも携わる「協同労働」に非営利の法人格を認める法律である。この法制化により、意欲や能力に応じた多様な就労機会が創出されるとともに、ディーセントワークを意識したユニークな働き方が広まっていくことに期待したい。

(6) 自治体児童家庭相談支援体制構築のあり方

児童虐待通告が増加の一途をたどっている最中であって、児童相談所はもはやオーバーフローの状態にある。また児童福祉司の現況についても、経験年数が3年未満の職員が約半数を占めており^(注9)、それゆえに児童相談行政の執行過程の各段で様々な問題が噴出してきて

いることは周知のとおりである。そこでかかる現状を打開すべく、児童家庭支援センター等を児童相談支援機関の空白地域を中心に増設したり、指導委託に基づくアウトリーチ拠点として積極的に重用したりしていくことも一考に値しよう。

また既述のように今日、市区町村には、子ども家庭総合支援拠点の整備や要対協の機能強化が求められている。しかし市区町村全体の約84%を占める人口10万人未満の小規模市区町村において相談支援業務は、長らく非正規職員が担うべき周辺業務として軽視され、人事施策的にも当該業務従事者は冷遇されてきた経緯もあって、相談支援人材の不足という厳しい現実に直面している市区町村は少なくない。

この点、地方自治総合研究所の上林研究員の論考^(注10)によれば、相談支援業務が周辺業務として軽視されてきた理由として、それが法律行為ではなく事実行為であること、行革圧力・公務員定数管理上の問題から非正規職員の配置が前提であったこと、ケア的・家事的公務は女性向きのパート労働という認識が公務職場の常識となっていること、職務無限定で配転異動を命じられる者が評価される公務員人事制度において職務限定の専門職は相容れない存在であること等を挙げており、これらは中小規模の基礎自治体公務職場の普遍的かつ根源的な命題であろう。かかる自治体にあっては、子ども家庭総合支援拠点業務や要対協調整機関業務の児童家庭支援センター等への一部委託が検討されてしかるべきである。現に山口県下関市、大分県別府市では、子ども家庭総合支援拠点の一部委託が、また福井県越前市では、要対協調整機関業務の一部委託が行われている。

他方、立教大学の原田晃樹教授は、公共サービスの外部化、つまり行政機関から民間機関への業務委託について、その背景には、直営よりも外部化した方がコスト安になるという価値前提があると指摘しつつ、実際には契約・評価・監査手続きの労力や費用が膨大となっていること、およびサービスの外部化が進むと内部にノウハウが蓄積されないばかりか、サービスを適切に管理・チェックできなくなるとの懸念を表明している。^(注11)

また今日、社会的養護施設関係者からは、児童相談支援に関わる行政職員の現実として「過去、地方自治体が福祉施設を設置・運営していた頃とは異なり、現場で社会的養護の子どもを実際に養育した経験が乏しく、子どもに寄り添った支援が困難となっている」等の批判も聞こえてくる。

それゆえ、子ども家庭支援業務の一部委託にあたっては、決して単純なコスト論に陥ることなく、しかも下請けや丸投げといった従来の分離的・放任的な業務の在り方とは一線を画した協働運営を心掛けるべきであり、加えて人材育成の観点にも配慮が必要といえよう。具体的には、互恵的な役割分担や統合的なミッションを明確化し、それを丁寧に確認し合ったうえで、要対協のメカニズムを活かした情報共有の恒常化や共同調査研究、共通研修、官民人材が合同してのアウトリーチを実施していくべきであろう。さらに行政機関(児童相談所、及び市区町村子ども家庭総合支援拠点)実務者と民間機関実務者との定期的な人事交流等により、密接不可分な関係性＝パートナーシップ＝を強化し、もってケアワークやソーシャルワークの作法や判断基準、職業倫理等を共有すべきである。また行政機関・自治体内部にあっても、委託先である民間組織にとって最適なカウンターパートとなれるよう、少数精鋭の福祉保健専門職集団を組織し、それを(個人のコンピテンスに過度に頼ることなく、あくまで)チームビルディング^(注12)を企図しながら育成していく人事施策が須要であろう。

(7) おわりに

2019（平成31）年2月に、国連子どもの権利委員会から出された勧告^(注13)では、家庭環境を奪われた子どもに関して多岐にわたる指摘が行われた。勧告は、その全体を通して家庭を基盤とする養育体制の強化を求める文脈となっており、殊に「家庭を基盤とする養育の原則を導入した2016年の児童福祉法改正」を肯定的に捉えた上で、「明確なスケジュールに沿った新しい社会的養育ビジョンの迅速かつ効果的な執行、6歳未満の子どもを手始めとする子どもの速やかな脱施設化およびフォスタリング機関の設置を確保すること」と明示したことは、その後の社会的養護から社会的養育への転換に向けた一連の改革遂行にあたり、強力な後ろ盾となっている。

また国は、2020（令和2）年12月に「全世代型社会保障改革の方針」を閣議決定し、「里親制度、養子縁組等の周知啓発を進める」、「児童虐待の予防の観点から地域で子どもを守る体制の強化や児童福祉施設の子育て家庭への支援の強化を着実に推進する」ことを告達した。

かように多方面からシフトチェンジへの期待が寄せられている現状は、子どもの権利擁護と（労働者としての）支援者の権利擁護、その双方のアンクルから新たな子ども家庭福祉の支援システムを拵えていくことにつき千載一遇のチャンスであるといえよう。

注1) 児童相談所運営指針には、「児童相談所長は、(中略)継続的な指導措置が必要とされる子ども及び家庭であって、法第26条第1項第2号、第27条第1項第2号による指導が必要と認められ、(中略)児童家庭支援センターによる指導が適切と考えられるものについては児童家庭支援センター指導措置を積極的に行う。」と記されている。

注2) 藤井康弘(2019) 里親と施設の連携と協働. 子どもと福祉 Vol112 ; pp23-26, 明石書店。

注3) 岐阜市, 名古屋市, 福岡市等が先駆的に実施している。

注4) 統合失調症等に対する治療的介入の手法で「開かれた対話」と訳される。患者、家族、医師、看護師、心理士らが全員平等な立場でミーティングを行い、症状緩和をめざす療法。

注5) 新しい社会的養育ビジョンには、「子どもは年齢に応じた意見表明権を持ち、意見の表明と適切な応答関係の保障は、子どもの発達の基盤となる。」「家族の参加の保障と支援者との協働は、家族の能動性を促進すると同時に、支援者の情報と認識の幅を広げ、より適切な養育の在り方を構想する基盤である。」とも述べられており、意見表明権に関する深い洞察がみられる。

注6) 畑本裕介(2018) 社会福祉行政における専門性. 同志社政策科学研究 ; pp11~24

注7) 施設における人材確保等に関する調査報告書(2015) 全国児童養護施設協議会作成

注8) 公正なグローバル化のための社会正義に関するILO宣言(2008年第97回総会採択)

注9) 「令和元年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料」によると、2019年児童相談所児童福祉司の業務経験年数は「1年未満」が20%、「1~3年未満」が29%。

注10) 上林陽治(2020) 自治体相談支援業務と非正規公務員 その実態. 自治総研通巻498号 ; pp25~52,

注11) 2020年12月9日、福井県越前市で開催された丹南市民自治研究センター定期総会記念講演会における特別講演「公的サービスの外部化の問題点」での発言

注12) メンバー一人一人が、主体的に個性や能力を發揮しながら、一丸となって組織目標の達成を目指すチームになるための取組や手法

注13) 国連子どもの権利委員会による「日本の第4回・第5回統合定期報告書に関する総括所見」

※本拙稿は、『子どもの権利研究第32号』子どもの権利条約総合研究所 編集(2021)に掲載されたレポートであり、第36回社会的養育専門委員会での論議に関わることから意見書として提出する。

浜田委員

一時保護時の司法審査等（案）に関する意見

2021年11月5日

本意見書は、日弁連子どもの権利委員会に所属する弁護士有志（末尾参照）により作成されたものである。作成者はいずれも、何らかの形で児童相談所の業務に関わりを有しており、その経験も踏まえてこの意見を述べる。

なお、あくまで弁護士の個人的意見を集約したものであり、各人が関与する児童相談所を代表して述べるものではない。

1 総論

- ・ 今回の提案には、子どもがこの審理手続きにかかわるのか（子どもの意向、手続への関与方法、不服申立ての可否など）がまったく含まれていない。「児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会」のとりまとめにおいては、一時保護が「子どもの権利を制限する」ことに着目してさらなる司法審査の必要性を述べていたのに、それが反映されていない。
- ・ 平成29年改正児童福祉法（平成29年法律第69号）附則4条の趣旨に照らしても、さらなる一時保護への司法審査の拡大に当たっては、同改正で設けられた同法33条5項の承認審判の運用状況を十分に踏まえて検討がなされるべきである。33条5項の承認審判導入後の一時保護の運用については、「児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会」でも一定の調査がなされ、その「とりまとめ」においても様々な影響が指摘されているが、それに対する検討が十分になされていない段階で、さらに新たな制度を導入することは制度の整合性を失わせ、現場を著しく混乱させかねない。
- ・ 一時保護開始時の司法審査を導入することは、一時保護開始に伴う事務手続が増加して児童相談所の負担が増えるうえに、裁判所の判断次第では児童相談所が必要と考える一時保護が認められないこととなり、現在よりも一時保護がしにくくなることを意味する。このことが子どもの安全を脅かす危険性が十分理解されていないように思われる。

2 裁判所は何を審査するのか

- ・ 現行法は、一時保護開始の要件を、児童相談所長が「必要と認めるとき」としか定めていない（「児童の…適切な保護を図るため」等は、目的であって、要件ではない）。これを前提とすれば、裁判所は、児童相談所長が「必要と認め」たことそのものが違法である、極めて限られた場合にしか却下決定がなされないことになる。これでは、多大な事務量を費やして司法審査を行う意味がない。
- ・ 他方で、要件を明確にする法改正を行うというのであれば、その案が本専門委員会に提示されたうえで、一時保護への司法審査のあり方が検討されるべきである。
- ・ 仮に、現在の目的規定を基礎として要件を定めるとしても、そこではいわゆる調査目的の保護が認められている。そうだとすれば、裁判所が一時保護状の請求を却下するのは、「調査目的すら認められない」という、ほぼ想定しがたいケースしかないことになる。これでは、やはり、多大な事務量を費やして司法審査を行う意味がない。
- ・ 運用面の課題
 - (1) 現状、一時保護には子どもの家庭環境等を調査するための保護も認められているのであり、「案」のいう「審査の結果、妥当でない場合」とはどのようなケースを想定しているのか。家庭環境等が十分に把握できないケースほど、いわゆる「調査保護」の必要性は高くなる一方、審査時の疎明資料は乏しくならざるを得ず、このような調査保護が認められない事態にならないか危惧される。
 - (2) 性的虐待などの場合には、協同面接実施のため、子どもからの詳細な聴き取りは一時保護が行われて数日後以降に行われることになる。このような場合、一時保護は調査保護という形で開始されることが多いが、詳細な資料を請求時に準備することは不可能である。
 - (3) 身柄付通告の場合、警察からの記録は、身柄付通告から数日又は1週間以上後に送られてくることもある。このような場合にも詳細な資料を請求時に準備することは困難である。

3 一時保護状請求の時期について

- ・ 今回の提案では「事前または一時保護開始から○日後」に一時保護状を請求することとされているが，事前に一時保護状請求できる場面はほぼ存在しないのではないか。それにもかかわらず事前の請求をも制度に取り込むと，親権者等が「一時保護状が事後に請求されたこと」自体を問題視する恐れがあるのではないか。
- ・ 刑事手続における逮捕状は，事案発生後の捜査を目的とするものであり，適時に逮捕ができない場合も捜査が阻害されるとの問題に留まるが，一時保護が適時に開始できなかった場合，そのこと自体が子どもの生命・身体の安全を脅かすことがあり得る。したがって，一時保護状を逮捕状と同様に考え，事前の一時保護状請求とすることには問題がある。
- ・ 運用面の課題
 - (1) 仮に司法審査が数時間程度でなされるとしても，例えば学校からの通告は下校時間のわずかな時間で一時保護を行わなければならないケースも多い（下校して家に帰ってしまった場合にはその日の一時保護が難しいため）。そのため，事前の一時保護状の発付が必要となると，適時の一時保護ができなくなり，子どもを危険にさらすおそれが生じる。
 - (2) 事前に司法審査を経ることができるのは計画的に保護を検討しているケースだけであり，現場では子どもを現認して直ちに一時保護の判断を行うことがほとんどである。
 - (3) 事後の司法審査を必要とした場合，一時保護開始から3日以内では実務運用上対処は不可能である（金曜日の夜や年末年始など）。
 - (4) 裁判所における運用が他の令状請求と同様になるとすれば，児童相談所職員は請求書類を裁判所まで持参し，その場で発令まで数時間待機し，その後一時保護状を児童相談所まで持ち帰る，という流れになることが想定される。そうなること，殊に裁判所から遠方の児童相談所の場合，当該職員はその日1日，他の業務を行うことができなくなる。近隣であっても半日単位で当該職員は他の業務を行うことができなくなると見込まれる。

4 一時保護への同意について

- ・ 親権者等が一時保護に同意した場合を審査対象から除くとすると、児童相談所は一時保護状請求の要否の判断で困難を強いられる。例えば、親権者等が「勝手にしろ」、「同意するがサインはしない」、「10日間だったら同意する」、「子どもの問題行動を理由とした保護であれば同意する」等と述べた場合、同意があると評価できるのか、といった問題である。
- ・ また、親権者は一時保護に同意するが子どもは強く反対している、といった場合をどう考えるか。本来は、親権者等が同意していたとしても子ども本人が反対している場合には司法審査の対象とすべきではないか。
- ・ 「案」では「親権者等が一時保護に同意した場合」を挙げているが、保護者の同意の有無は無関係という整理でよいか。親権者が同居していないケースでは、保護者のみが一時保護の処分の相手方となり、同居している祖父母などが審査請求を行うこともあると思われる。
- ・ 運用面の課題
 - (1) 親権者等の同意がある場合には司法審査の対象としないとした場合、「親権者等の同意」は、「全国統一の【一時保護同意書（仮）】の様式を用意し、同意書がない場合には司法審査の対象とする」というように機械的に判断できるようにすべきである。すなわち、「口頭では同意があるが、書面では同意しない」、「一週間のみの一時保護であれば同意する」というような場合に、司法審査の要否が明確にならず、現場では混乱が生じる。
 - (2) 仮に【一時保護同意書（仮）】を用いる場合には、親権者等が死亡した場合や行方不明となった場合などの親権者等の意思確認ができないときにも司法審査を必要とするのか決める必要がある（仮にこのような場合にも司法審査を必要とすると、33条審判等の「意に反する」とは範囲が異なることとなる）。
 - (3) 「案」では、「親権者等が一時保護に同意した場合」を挙げているが、現場では、一時保護を行った後に戸籍謄本等を取得して親権者を確認することが多い。そのため、親が離婚しているか別居に過ぎないのか、再婚している場合に養子縁組を行っているか、などは一時保護前には十分に確認できないことが多く、事後的に親権者が判明することも珍しくない。また、本籍地が遠方にある場合には戸籍謄本の取得だけで数日費やすこととなる

（この点は、一時保護状の請求をいつまでにすべきか、という点にも問題にも関連する）。

- (4) 司法審査の要否の判断のため、一時保護直後に一時保護に同意するかしないかが焦点となってしまい、ケースワークに支障を来すのではないか。また、司法審査の準備のために、ケースワークが事実上、数日間止まってしまっているのではないか。

5 不服申立てについて

- (1) 一時保護状請求が却下された場合における不服申立てを認めるべきである。そして、その場合には、33条6項但書のように却下後もなお一時保護を行うことができる余地を認めるべきである。
- (2) 一時保護状発付請求が認められた場合における親権者等による不服申立てについては、司法審査をどのように位置づけるかで変わりうるのではないか。すなわち、33条審判のように一時保護処分を裁判所（官）が承認するようなものであれば特段の問題はないが、仮に「裁判の執行」として一時保護を行うというものになれば、審査請求はできなくなる（行政不服審査法7条）。「案」には審査請求も可能となっていることが前提となっていることから、前者の立場と思われるが、「事後審査」となる場合には、裁判官の発付する一時保護状は「承認」というより「追認」という形になるがその整理でよいか。
- (3) 取消訴訟も可能とすることは、この司法審査制度との整合性をどこまで整理できるのか疑問である（解除の義務付けであれば理解はできる）。

6 子どもの意見の聴取

- (1) 「案」では「児童相談所等が一時保護を行う場合等において、あらかじめ子どもの意見を聴取しなければならないこととしてはどうか。」とされている。この点について、親と分離するという子どもにとって極めて重大な影響を与える処分を行うに当たり、子どもの意見の聴取は、子どもの権利条約及び児童福祉法の趣旨に照らしても必須のものである。

したがって、一時保護に対する司法審査の過程において、子どもの意思が十分に反映される制度とされることが必要不可欠である。

- (2) 現在、子どもの意見を適切に処遇に反映させるためのアドボケイト制度の具体的あり方が検討されているところであるが、一時保護の司法審査に子どもの意思を的確に反映させるためには、アドボケイト制度との関係を十分に検討するべきである。

7 その他

- (1) 「案」では、一時保護状の請求までに一時保護を解除した場合は除くとある。請求から一時保護状の発付までどの程度の期間を要するのか不明であるが、一時保護状請求から発付までの間に一時保護が解除された場合の取扱いはどうなるのか。
- (2) 現場からは、「司法審査」という手続が加わることで、一時保護を躊躇することに繋がる危険性があるとの声や、ケースワークに影響を与えかねないとの声もある（厚生労働省の実態把握調査（児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会第2回資料2の33頁）によれば、同様の懸念等から76%の児童相談所がさらなる司法関与の強化に消極意見を述べている）。司法関与の強化は子どもの権利擁護の目的でなされるものである以上、上記の懸念が現実化して子どもの権利が害されることにならないよう、児童相談所の負担やケースワークへの影響についても慎重に検討を加える必要がある。

以上

【本意見書の作成者（50音順）】

安保千秋（京都弁護士会）

大畑亮祐（大阪府児童虐待等危機介入援助チーム委員、堺市児童虐待等援助チーム委員）

奥野哲也（岡山弁護士会）

柿崎博昭（静岡県弁護士会）

掛川亜季（東京弁護士会）

久能由莉子（埼玉弁護士会）

小坂昌司（福岡県児童相談所契約弁護士）

高橋 温（神奈川県弁護士会）

浜田真樹（当専門委員会委員）

飛弾野理（横須賀市児童相談所非常勤弁護士）

平谷優子（広島市児童相談所嘱託弁護士）

藤田香織（神奈川県中央児童相談所非常勤弁護士）

以上

藤林委員

構成員意見(2021年11月5日分)

「子ども家庭福祉ソーシャルワーカー(仮称)の制度の骨格(案)」に対する意見
藤林武史(西日本こども研修センターあかし)

本提出資料は、11月5日 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会提出 予定資料「子ども家庭福祉分野の資格・資質向上 について(案)」のうち、「子ども家庭福祉ソーシャルワーカー(仮称)の制度の骨格(案)」の各項目についての意見である。

○ 子ども家庭福祉分野の新たな資格の制度設計は、ソーシャルワークの共通基盤を担保した上で子ども家庭福祉分野の専門性を身につけた人材を養成する観点

「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の 在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループとりまとめ(以下、「とりまとめ」と略す)」において、「これまでも人材の資質向上のために研修の充実などに取り組んできたところであるが、研修を修了するだけでは専門的な知識・技術や専門家としての態度を養成するには不十分であり、また有している専門性が客観的に明らかにならず(略)、**専門性を客観的に評価し担保できる仕組み**として資格の創設を検討すべき」「子ども家庭福祉に関する専門的な知識・技術を有することを客観的に評価し、**専門性を共通に担保できる仕組み**として資格の創設を検討すべきである」という文言で、合意ができており、この点も基本として、議論すべきである。

原則として、子ども家庭福祉分野に関する上乘せの教育課程・研修課程を修めた社会福祉士・精神保健福祉士が認定される仕組みとしてはどうか。

本委員会は、「とりまとめ」に則って検討を進めるべきであるという前提で議論を進めてきている、しかるに、本骨格(案)は、認定資格を前提としたものであり、公正中立な議論になりにくい。しかも、本骨格(案)においては、な

ぜ国家資格ではなく、認定資格なのか、その理由が明らかになっておらず議論の論点が示されていない。まず、国家資格とするのか、認定資格とするのかについて、本来あるべき姿についてしっかり議論をすべきである。

なお、「研修課程を修めた」認定資格は、「とりまとめ」における客観的に評価し担保できる仕組みに該当しないと思われる。

(子ども家庭福祉ソーシャルワーカー(仮称))

名称として、子ども家庭福祉ソーシャルワーカーという文言は、英語で表記する際には、Child and family social worker (CFSW、あるいは、CSW) として適切であるが、本資格が、精神保健福祉士と並んで、専門領域のソーシャルワークを行う資格であることが、子どもや保護者、関係機関において理解され信頼されるためには、社会福祉士や精神保健福祉士と統一感を持った名称である「子ども家庭福祉士」として、法律上明確に定義されることが必要である。

児童福祉司について新たな資格の取得が望まれるところ、児童福祉司のうち社会福祉士又は精神保健福祉士の有資格者は4割強である現状を考慮し、当分の間は、子ども家庭福祉分野で4年以上実務経験のある者は社会福祉士・精神保健福祉士資格を取得しなくとも子ども家庭福祉ソーシャルワーカー(仮称)を取得できることとしてはどうか。

いわゆる経過措置の考え方であるが、精神保健福祉士においても公認心理師においても、実務経験のある者の経過措置は、受験資格を与えるものである。実務経験と研修だけで取得できるというのでは、「とりまとめ」における専門性を客観的に評価し担保できる仕組みという観点からは、あり得ない。

- ・教育課程に上乘せする科目は、母子保健と小児医療、子どもの発達、子どもの権利などの内容が含まれるものとし、座学と演習・実習で構成する。
- ・教育課程に上乘せする科目の時間数は全体で 500 時間程度が確保されるものとする。

「500 時間程度」という数字だけを見ると、十分な時間数が確保されているように見えるが、その中身として、児童に特化した座学（専門科目）180 時間、演習 30 時間、実習 180 時間となっている。残りの 120 時間は、社会福祉士や精神保健福祉士の専門科目と重複するものである。精神保健福祉士の専門科目が 300 時間であることと比べると、子ども家庭福祉の専門科目が 180 時間では、明らかに少ない。演習も精神保健福祉が 90 時間に比べて 30 時間、実習・実習指導も精神保健福祉が 300 時間に比べて、180 時間と、明らかに少ない。

「とりまとめ」においては、「子ども家庭福祉分野は、子どもの発達状況や支援する世帯全体の状況といった複雑で複合的な課題への対応が求められる分野である。こうした特性に鑑み、子ども家庭福祉分野に従事する職員は、専門的かつ幅広い視点で家庭や社会に働きかけるための基盤となる知識や、専門的な知識・技術及び態度を身につけることが不可欠である。ここで、子ども家庭福祉分野独特の専門性としては、子どもは自ら意見表明することが難しい存在であることを踏まえた権利擁護、子どもの発達を捉える視点、子どもの自立を見通す視点、家庭全体を見据えた虐待予防の視点、親子の分離などの権利制限を伴う介入的ソーシャルワーク、家庭裁判所をはじめとした少年保護機関等との連携、家庭や学校など子どもを中心とした環境に働きかけるソーシャルワーク、里親の養成や里親家庭への支援といった要素がある」としており、子ども家庭福祉分野は、精神保健福祉分野と同等、あるいは、それ以上の講義数、演習、実習・実習指導が必要である。

（5 ページ下欄）

※社会福祉士又は精神保健福祉士養成課程において子ども家庭福祉分野でのソーシャルワーク演習及び実習（児童相談所等）を履修した場合には、上乘せ課程を一部免除とすることも検討

社会福祉士養成課程や精神保健福祉士養成課程における児童相談所等の実習は、その該当資格を取得するための実習であり、基本的には、子ども家庭福祉における実習とは異なるものであり免除とみなすことはできないと考える。

以上、6 ページ左図の上乗せ資格のような仕組みでは、冒頭に述べられていた「子ども家庭福祉分野の専門性を身につけた人材を養成」には程遠く、6 ページの右図のように、精神保健福祉士と同様の、専門科目 690 時間あるいはそれ以上とすべきである。

なお、6 ページ右図の子ども家庭福祉士（仮称）専門課程で履修すべき 690 時間の科目に加えて、共通科目 510 時間においては、より幅広い視野と知識を持った人材を養成する観点から、社会福祉士養成課程専門科目（座学）の幾つかを共通科目の中に含めることについては、ありうる選択肢である。

なお、6 ページ右図の独立した子ども家庭福祉士（仮称）は、**社会福祉士、精神保健福祉士資格の取得を必須とせず（上乗せではなく）、国家試験を受験可能なものとして考えるべきものである。**そうすることで、保育士養成課程に在籍する学生をはじめ、他の学部卒や他職種（保育士、保健師、心理士、弁護士など）など、**多様で幅広い人材の多くが子ども家庭福祉資格取得を目指すことに繋がると**思われる。

なお、保育士養成課程に在籍する学生や保育士は子どものケアや保護者支援について一定の理解や知識、経験を持ち、子ども家庭福祉士（仮称）を取得する有望な人材である。子ども家庭福祉資格を取得するためのフロー図に示されていないので、**別紙**叩き台を示すので、関係課や関係団体等と検討いただきたい。

- 新たな資格の取得者の資質を全国共通に担保するために、認定の仕組みは以下のとおりとしてはどうか。
- ・ 各科目の単位を認定するうえで期末試験等を実施することにより、修了者の質を客観的に担保できるようにする。
 - ・ 職能団体等が実施する研修課程は、教育課程との内容の整合性を図りつつ、100時間程度が確保されるものとする。
 - ・ 認定機構(仮称)については、客観性を担保する観点から、養成校団体及び職能団体から独立した団体とする。
 - ・ 教育課程・研修課程を修了した者は、認定機構(仮称)から子ども家庭福祉ソーシャルワーカー(仮称)として認定されるものとする。

各科目の単位を認定するための期末試験は、各養成校で行われる、通常の試験であり、冒頭で示した「専門性を客観的に評価し担保できる仕組み」とは言えない。仮に、全国共通の試験問題を作成し実施するのであれば、それは、国家試験として実施すべきである。

認定機構から認定されたソーシャルワーカー資格は、あくまで民間機関が認定したものに過ぎず、「専門性を客観的に評価し担保できる仕組み」とは言いがたく、社会的信頼度が低いと言わざるを得ない。

- 上記の教育課程・研修課程を経て認定された子ども家庭福祉ソーシャルワーカー(仮称)は、児童福祉司の任用要件を満たすものとして児童福祉法上位置付け、その教育課程等については、同法に基づくものとして厚生労働大臣が定めてはどうか。その他、児童福祉司の任用要件を踏襲している市区町村子ども家庭総合支援拠点の「子ども家庭支援員」及び「虐待対応専門員」の任用要件にも追加する等、資格取得者に対して制度上の位置付けを与えてはどうか。

「子ども家庭福祉分野の専門性を身につけた人材」とは言えず「専門性を客観的に評価し担保」できていない認定資格を、**児童福祉司や子ども家庭総合支援拠点職員の任用要件にすべきではない**。このような位置付けの認定資格を法律上の任用資格の一つに含めることは、自治体人事当局や、児童福祉分野でのソーシャルワークを目指す学生や社会人に、誤った期待を与えるものである。

○子ども家庭福祉ソーシャルワーカー(仮称)の現場への任用が進むよう、例えば児童相談所のスーパーバイザーになりやすい仕組み(おおむね5年の実務経験⇒おおむね3年の実務経験)など、施設等に配置するインセンティブについても検討する。

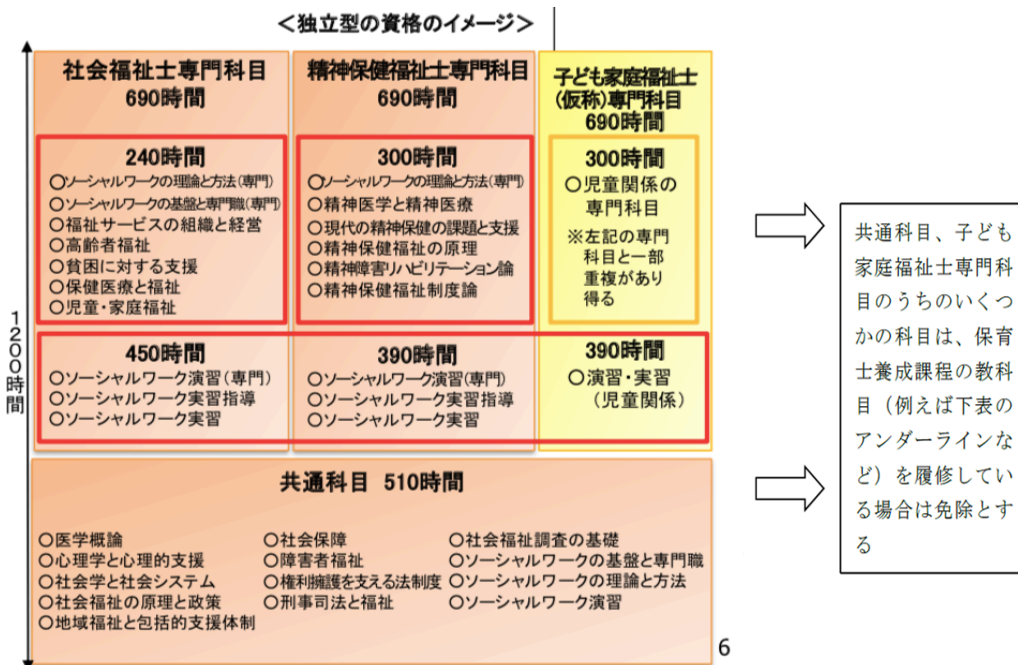
前述したように、「子ども家庭福祉分野の専門性を身につけた人材」とは言えず、「専門性を客観的に評価し担保」できていない認定資格者が、スーパーバイザーになるのに3年で良いという保証はどこにもない。そもそも、スーパーバイザーは、スーパーバイズを受けながら児童相談所業務を行うことでスーパーバイザーとしての自覚と知識、指導・教育技術を身につけた者のであり、スーパーバイズを受けながらの児童相談所業務経験期間を短縮できるものではない。このように短期間でのスーパーバイザー育成を認めるような仕組みは、「児童福祉司としておおむね五年以上勤務した者でなければならない」と法令で定めた児童福祉司の専門性強化に逆行するものである。

なお、国家資格としての児童家庭福祉士が制度的に位置付けられたとしても、スーパーバイザーとして任用することが3年で可能かどうか、実際のところはわからず、資格制度を検討する現段階で、スーパーバイザーの任用要件にインセンティブを与えるような制度を作るべきではない。

○なお、職能団体において、新たな資格を取得した者が実務経験を積みながら受講する専門的な研修課程についても検討されているところであるが、例えば、当該研修を受講した者は一種の上級資格として認定し、例えば児童相談所のスーパーバイザーとして任用することが望ましい等の考え方を児童相談所運営指針等に位置付けて任用を促すことも考えられるのではないか。

前述した通り、本骨格(案)で示されている認定資格は、「子ども家庭福祉分野の専門性を身につけた人材」とは言えず、「専門性を客観的に評価し担保」できていない。そのような認定資格者を、厚労省の通知文等で上級資格として認定し、スーパーバイザーとして任用を促すことは、自治体に誤った期待を抱かせるものである。

(別紙) 保育士養成課程や保育士資格取得者における独立型資格を取得するイメージ



(別紙 3)	教科目の教授内容
1 目的 (略)	
2 教科目 <必修科目>	
	【保育の本質・目的に関する科目】
	○保育原理(講義 2 単位)
	○教育原理(講義 2 単位)
	<u>○子ども家庭福祉(講義 2 単位)</u>
	<u>○社会福祉(講義 2 単位)</u>
	<u>○子ども家庭支援論(講義 2 単位)</u>
	<u>○社会的養護 I(講義 2 単位)</u>
	○保育者論(講義 2 単位)
	【保育の対象の理解に関する科目】
	○保育の心理学(講義 2 単位)
	<u>○子ども家庭支援の心理学(講義 2 単位)</u>
	<u>○子どもの理解と援助(演習 1 単位)</u>
	<u>○子どもの保健(講義 2 単位)</u>
	○子どもの食と栄養(演習 2 単位)
	【保育の内容・方法に関する科目】
	○保育の計画と評価(講義 2 単位)
	○保育内容総論(演習 1 単位)
	○保育内容演習(演習 5 単位)
	○保育内容の理解と方法(演習 4 単位)
	○乳児保育 I(講義 2 単位)
	○乳児保育 II(演習 1 単位)
	○子どもの健康と安全(演習 1 単位)

- 障害児保育(演習 2 単位)
- 社会的養護 II(演習 1 単位)
- 子育て支援(演習 1 単位)

【保育実習】

- 保育実習 I(実習 4 単位)
- 保育実習指導 I(演習 2 単位)

【総合演習】

- 保育実践演習(演習 2 単位)

〈選択必修科目〉 略

(子発 0904 第 6 号令和元年 9 月 4 日付け「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」より一部抜粋)

宮島委員

標記について、以下のとおり提出します。

1 子ども家庭福祉の現状についての基本的な認識

- ・ この30数年間、子ども家庭福祉の話題といえば、少子化、児童虐待、保育所待機児問題に集中して来た。
- ・ 社会福祉基礎構造改革については様々な見方や評価があるにせよ、高齢者福祉や障害者福祉では、この期間にサービス供給量の大幅増加・拡充がなされた。これに対し、子ども家庭福祉においてはそれは、保育サービスに限られて来ており、在宅福祉の拡充は不十分であったと言わざるをえない。
- ・ 日本では、子育ては自己責任という考え方が根強く、それが出来ない問題がある親から子どもを守るという「児童虐待対策」のスタンスと、対応の不適や不十分さを現場責任としてのみ追及する姿勢が、この領域にお金や人を投入しないことを許してしまったのではないか。
- ・ 2000年をはさみ約30年間を通じて、日本社会は大きく変化した。中間層がやせ細り、生活費、仕事、将来のことが多くの人々の共通の悩みとなった。そのような人々（とその社会）をコロナ禍が襲ったのだといえよう。
- ・ 生活困難を抱える子どもと家族は、減るどころではなく、ますます増え、深刻化し、一般化している。そして、福祉ニーズを持ちながら、社会福祉サービスに繋がる事が出来ていない子どもの家族が多数存在していることは間違いない。
- ・ 子ども中心、子どもの利益を優先させるべきは当然だが、子どもの生活困難は、保護者の生活困難、地域社会のあり方の変化、国のあり方の現われとして生じている。この事実を無視して、表層部分だけを対象とした取り組みで終われば、決して「子ども優先」にはならない。
- ・ 通告の奨励、安全確認、介入と支援の分離、心理教育の重視といった児童虐待対応の方向性（「偏り」とも言える。少なくとも、裾野を拡げ生活支援を充実させるという方向性ではなかった、それ故、社会改革への関心が薄かった。）は、政策や対応の前進には一定程度寄与したものの、半面、当事者を追い詰め、SOSを出しにくくし、市民・民間の参加を阻害し、現場対応の質の劣化（平板化）を招き、力量のある人員の確保・育成を困難にさせてしまったのではないか。このような状況を放置することは、結果として子どもの利益を損ねている。

2 改革の方向性

- ・ この専門委員会において、事務局から示された様々な提案とこれについて交わされた

委員の議論は以下の点で、とても有用であったと振り返り、ここに参加できていることに感謝している。

- ア 子ども家庭福祉において、支援を必要とする子どもと家族、そして若者への支援が足りず、届いていないという認識を共有していること。
- イ このため、地域における在宅支援を充実させると共に、社会的養護（代替養護）、措置解除後の支援・自立支援を充実させることが目指されていること。
- ウ めざされている支援の充実の核として、子どもの参加、保護者の参加、個々の支援や政策決定のプロセスへの当事者参画、権利擁護の仕組づくり（改革を含む）が位置づけられていること。
- エ 支援者や支援機関の置かれている状況や体制を無視して、ツール付与や権限の強化を進め、問題が生じる度に失点を指摘し叱咤すれば改善・改革が進むとする非現実的なプランから脱し、支援に取り組む者や機関・施設の側にもたって、体制の充実や支援の担い手の資質の向上がめざされていること。
- オ ここでいう体制の充実や支援の担い手の資質の向上が、当事者のニーズを発見し、その背景にあるものや構造をも含めて把握・理解し、当事者と関係者・機関とともに取り組むというソーシャルワークの考え方や方法を前提として議論されて来たこと。
- カ 子どもと家族、そして若者が抱える生活困難や自立の課題が、個人的な問題や努力不足により生じているものではなく、様々な複合的な要因によって生じているものであるという理解に立ち、当事者のストレングスに着目し、その強化を目指すという支援モデルに接近しつつあること。
- キ 前項までの前提に立てば、公の充実はもとより、公と民の協働、子ども家庭福祉と他のさまざまな社会福祉領域との協働、福祉のみならず保健、医療、教育、労働、住まい、まちづくり等を担う人々や機関・施設・団体・制度等との協働、司法や警察等との連携、これらの機関・施設とともに重層的な支援を展開できるようにすることが目指されていること。

3 子ども家庭福祉において支援を担う機関や施設の状況、そこで業務を担当する人材の状況、並びに、これらを人材の育成を担う教育機関の状況

これらの機関や施設の体制の強化及びそこで業務を担う人材の力量の向上を図るべきことは、すでに合意された事項であり異論はない。また、その具体策として、何らかのかたちで新たな専門資格を創設することも、先に設けられたワーキンググループで合意されたことである。ただし、その在り方は、一本化するに至らず、大きく分けて2つのあり方が併記されるものとなった。

ここでは、最適な解を選ぶこと、少なくとも最悪の解を選ぶこと（かたちは出来ても効果が期待できない。かえって実践及び教育の現場が混乱ことに終わる。）が無いように、改めて主な子ども家庭福祉の実践現場の状況及びソーシャルワーク専門職を養

成する教育訓練の場の状況を概観する。

(1) 児童相談所

国の定めた対策に基づき、児童福祉司及び児童心理司等の増員が進められている。これは、委員個人も、研修講師の機会などを通じて実感することである。残念ながら、経験の浅い職員の割合が高い状況が続くため当面の間は混乱が続くことは避けられないが、これらの職員の定着と育成を進めれば、増員の効果は本物になるだろう。

職員の育成のためには、効果的な研修を充実させることはもとより、児童相談所にしっかりとしたスーパービジョン体制を確立することが不可欠である。職員が働き続け、力を着け、経験や人脈を拡げ、適性のある職員がスーパービジョンを担う存在になることを目指すことにインセンティブが働くような職務環境、キャリア形成の仕組みを構築することが必要である。

次に、職員採用に関して、厳しい状況と望ましいこと、どちらも評価できることについて、直接耳にしていること、及び、直接体験したことを付記する。

厳しい状況：採用枠に対して応募数が低迷し、且つ、受験者の成績が求めるレベルに達しなかったことから、合格者が採用予定数に達しないという状況が生じている。さらには合格者の採用辞退も多数ある。

望ましいこと：医療機関に勤務歴のある方（MSW）や社会福祉協議会に勤務歴のある方（CSW）などが、児童相談所に「経験者」として採用され、即戦力となり、支援のレベルを引き上げ、組織全体に良い影響を与えている。

どちらも評価できること：20代から50代の幅広い年齢層で、それまで勤務していた自治体を離れ、別の自治体の児童相談所に勤務する例が認められる。60歳代でも同様の例がある。

(2) 市区町村

研修講師、事例検討会、市の審議会や検討委員会の委員として市町村や複数の市町村が集まる会議等に参加するとともに、勤務校の在學生や卒業生等との意見交換等を通じて得た私の所見を以下に述べる。

内容に入る前に、あらかじめ、市町村は、その規模に大きな違いがあり、地域の歴史や交通事情などを踏まえて論じなければならないことを記しておきたい。

政令指定都市 人口が多く、複数の児童相談所を設置することも珍しくなくなり、区毎に福祉保健事務所等を有している。既に、多くが福祉専門職を採用しており、生活保護、障害者福祉、高齢者福祉にも多数の福祉専門職を配置している。このため、福祉専門職の人材育成指針や具体的な計画を策定している例がある。

都道府県では公立施設や公立病院の廃止や民間への移譲が進み、福祉専門職が配置される所属が少なくなっており、児童相談所が、福祉専門職が配属される最も中心的な所属となっているが、政令指定都市では、これとは異なる状況がある。児童相談所を開設している、或は開設を予定している東京都特別区や中核市 政令

市と同じである面と異なる面とがある。福祉専門職が働く部署は多いものの児童相談所を設置していても1か所であること、開設時の厚い職員体制を実現するために、様々な部署から職員をかき集めたり、新たな職員を採用したりすることが必要であることから、その育成やチームづくりには、難しさがある。

このような自治体にとって、児童相談所が占めるボリュームは予想以上大きい（一時保護所にも相当数の人員が置かれる。）が、職種毎には別の様相があり、30～40万人の人口規模である場合には、心理職の数そのものが少なく異動先も少ない、保健師は児童相談所に配置される人数が少なく1～2名に留まるといったことから、アイデンティティの形成や知見・技術の共有や継承に課題が予想される。

児童相談所の開設を予定していない中核市 地方では県庁所在地やそれに続く第二・第三の都市である場合が多い。職員と接した経験からすれば、基礎的な能力が高いことは間違いない。街のインフラや歴史的な建造物の存在などからも、それぞれの都市の持つ力や豊かさを実感する。これらの都市では福祉専門職の採用は相当程度進んでおり、これをしていない場合でも、受験者の内社会福祉士資格等を持つ者への優遇や職員がこれらの資格を取得することを後押しする仕組みがある例がある。

ただし、これらの市では、子どもの家庭支援を担当する課所の他、保育や幼児教育、健全育成を担当する課所や発達支援事業所などを持ちながらも、子ども家庭福祉領域だけをもっぱら担当させる職員を常勤で採用することは難しいという声が圧倒的に多く聞かれる。

また、委員が直接関わりを持つ複数の自治体が、子ども家庭支援拠点（中規模型）の開設をめざしながらも予定どおりには進まなかった経験を持ち、その理由の1つが、心理職を確保することができなかったことだと聞いて、改めて、この分野における、特に地方における人材確保確保の難しさを痛感した。

概ね人口17万人未満の市

まず、人口10万人程度の市は、地方では、決して小規模な市ではなく、相当に大きな市（県内では人口ランキングが高い市）であることを忘れてはならない。

また、地方では人口5万人未満の市が多数あり、その多くで急激な人口減少に直面していることも見過ごしてはならない。

これらの市では、必ず福祉事務所が設置されていることから、福祉専門職の採用や配置も一定程度はみられるが、他の関係課への配置が優先されることが多かったり、異動のローテーションに苦慮していたりするようである。また、子ども家庭福祉担当の常勤職は、行政職（事務）、保健師、保育士で、他の業務を兼務していることが多いことや相談業務の多くは、非常勤職員が担っており、この場合保育士や教員資格を所持していることを要件として採用されている例が多いようである。

参考：国：市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱（抜粋）

5. 設置形態等 ※ 網かけは委員による。
- (1) 類型 支援拠点は、児童人口規模に応じて、
- ① 小規模型【小規模市・町村部】
- ア 小規模A型：児童人口概ね 0.9 万人未満（人口約 5.6 万人未満）
- イ 小規模B型：児童人口概ね 0.9 万人以上 1.8 万人未満（人口約 5.6 万人以上約 11.3 万人未満）
- ウ 小規模C型：児童人口概ね 1.8 万人以上 2.7 万人未満（人口約 11.3 万人以上約 17 万人未満）
- ② 中規模型【中規模市部】：児童人口概ね 2.7 万人以上 7.2 万人未満（人口約 17 万人以上約 45 万人未満）
- ③ 大規模型【大規模市部】：児童人口概ね 7.2 万人以上（人口約 45 万人以上）の 5 類型に区分する。
- また、地域の実情に応じて、小規模型の小規模市・町村部においては、2 次医療圏を単位とした広域での設置、中規模型及び大規模型の市部においては、区域等に応じて複数の支援拠点の設置などの方法も考えられる。特に、指定都市においては、行政区ごとに設置することが求められる。
- (3) 配置人員等
- 5 (1) の類型ごとに、主な職員のそれぞれの最低配置人員等を定めることとし、
- ① 小規模型
- ア 小規模A型：子ども家庭支援員を常時 2 名（1 名は非常勤形態でも可）の常時計 2 名以上
- イ 小規模B型：子ども家庭支援員を常時 2 名（1 名は非常勤形態でも可）、虐待対応専門員を常時 1 名（非常勤形態でも可）の常時計 3 名以上
- ウ 小規模C型：子ども家庭支援員を常時 2 名（1 名は非常勤形態でも可）、虐待対応専門員を常時 2 名（非常勤形態でも可）の常時計 4 名以上
- ② 中規模型：子ども家庭支援員を常時 3 名（1 名は非常勤形態でも可）、心理担当支援員を常時 1 名（非常勤形態でも可）、虐待対応専門員を常時 2 名（非常勤形態でも可）の常時計 6 名以上
- ③ 大規模型：子ども家庭支援員を常時 5 名（1 名は非常勤形態でも可）、心理担当支援員を常時 2 名（非常勤形態でも可）、虐待対応専門員を常時 4 名（非常勤形態でも可）の常時計 11 名以上を配置するなどを標準とする。（別紙の 1 参照）
- ただし、小規模B型以上の類型かつ児童千人当たりの児童虐待相談対応件数が全国平均を上回る市区町村（支援拠点）は、児童相談所の児童福祉司の配置基準の算定を準用した算式（別紙の 2 参照）で算定された人数を、虐待対応専門員の類型ごとの最低配置人員に上乘せして配置することを標準とする。
- また、平成 28 年児童福祉法等改正法の趣旨を踏まえ、市区町村の虐待対応担当窓口の一層の体制強化を図り、現行の水準を下回ることがないように努める必要がある。
- なお、福祉事務所に設置している家庭児童相談室の職員（家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事及び家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員（家庭相談員））と兼務することも可能である。

町村 上に引いた市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱では、「小規模A型：児童人口概ね 0.9 万人未満（人口約 5.6 万人未満）」で、職員配置は、「子ども家庭支援員を常時 2 名（1 名は非常勤形態でも可）の常時計 2 名以上」とされていた。この職員配置は、福祉事務所に置かれる家庭児童相談室（昭和 39 年～）と同程度でありながら、「常時 2 名以上」の要件を満たすことが難しいという声が少なくなかったようであり、町村のみではなく、人口 5 万人前後の市を含め拠点の整備が進まなかった要因の 1 つとして考えられる。

なお、自治体からの要望もあり、地方分権の観点から常時 2 名要件は既に見直されたということである。なお、当初から、家庭児童相談室と子ども家庭総合支援拠点の職員は兼務で可とされている。

町村や人口規模が小さい市が子ども家庭福祉を蔑ろ（ないがしろ）にしている

わけではない。人口減や職員定数の削減がすすめられた結果、市町村がどれ程厳しい状況に置かれているかを顧みないことは、この国の自治体に対する「ネグレクト」であり、それが住民への不利益となっていると表現すべきである。

人口 1 万人未満の自治体では、福祉を担当する課が独立して置かれるのではなく、住民福祉課といった位置づけになっていたり、あらゆる領域の福祉を 1～2 名の担当職員が担っていたりする例がある。同様に、1～2 名の保健師があらゆる世代の健康や保健に関する業務を担っている状況がある。

(3) その他の実践現場

児童福祉施設（主に社会的養護）、保育所、幼稚園、放課後児童クラブ等、子育て支援、学校など、子ども家庭福祉でケアや教育を担い、ケアのみならず今後ソーシャルワーク機能を充実させることが求められる現場は多い。しかし、ここにおける既存のソーシャルワーク国家資格を有するものの割合は、他の社会福祉領域に比べて圧倒的に低い。

例外的にスクールソーシャルワーカーにおいては、これが高い割合にはなっているものの、スクールカウンセラー同様に非常勤職で、週あたり 1～2 日の勤務という位置付け・待遇に留まっている。

先に挙げた児童福祉施設（主に社会的養護）、保育所、幼稚園、放課後児童クラブ等、子育て支援の現場におい、子ども或いは子ども家庭福祉の専門知識は有しているものの、ソーシャルワークの教育訓練を受けていないこと、子ども家庭福祉以外の社会福祉の動向や福祉サービスについての知見に乏しく、子どもと親が抱える様々な生活困難を総合的に理解することや、子ども家庭福祉以外の様々な社会サービスを活用するという考えや行動に至りにくいといった傾向が認められる。

(4) ソーシャルワーカーを養成する教育機関

コロナ禍を通じて、ソーシャルワーカーを含むエッセンシャルワーカーの待遇や社会的評価が低いことが意識されるようになってきている。このような実態は、コロナ禍が発生する以前から、福祉系大学、ソーシャルワーカー養成校の不人気・倍率低下というかたちで現れて来ていた。このような中で、4 年生大学卒の学生の受入れを行って優れた人材を多く輩出してきた伝統ある社会福祉専門学校が 2021 年度以降入学者の募集を停止し間もなく閉校するという象徴的な出来事がおきている。

これとは別に、複数の資格取得コースを設けていた養成校が、コースの一部を取りやめることやそれを検討している例があることを聞いている。

4 子ども家庭福祉の新たな資格に関する意見

過去の会議で述べて来たことと重なるが以下のとおり、改めて申し上げる。

- ア 医師や看護師などと同様に、基礎資格となるソーシャルワークの国家資格は 1 つであることが望ましく、その上に、社会と時代が要請する高度な専門性を積み上げて、

それを認定する制度とすることが適当である。

- イ 認定の方法は、設定される科目ごとに、当該科目が目標としている内容を一定の水準まで習得していることを評定し、且つ、全体として求められる単位数を満たしていることを確認するものとすべきである。初級者が最低限の知識を持っていることを確かめるものであれば、選択式のペーパー試験を行って、その結果で評定をすることもできようが、今回目指されている①「高い実践力」の獲得を目指すもの、②現場で働く人々の資格取得を進めるものという観点からすれば、相応しくない。
- ウ 子ども家庭福祉の資格との関連でも、現状では社会福祉士と精神保健福祉士の2つとなっている国家資格は、できるだけ早い時期に一本化するように、国においても、専門職団体においても、取り組むことが必要である。
- エ アとイで示した認定資格を、「誰も、どの機関も、取得を目指さない」「取りやすいが質を担保するものとはいえない」ようなものとしてはならない。このために、国においては、次の内容（法律の条文には、ルールや技術的な側面があるので、文案には固守しない。そのため「内容」とした。）を法律（児童福祉法）に明記したうえで、その具体的な教育訓練の中身については、政令で定めるようにすべきである。
- 「市町村要保護児童対策地域協議会の調整機関、同子ども家庭総合支援拠点、児童相談所、児童養護施設等の入所型の児童福祉施設、児童家庭支援センター、フォスターリング機関…には1名（種類や規模に応じて複数名）以上の政令で定める子ども家庭福祉に関する教育訓練を受けた社会福祉士等を常勤で配置しなければならない。」
- 注1：3～5年程度の準備期間が必要だと思われる。
- 注2：ここでは「社会福祉士等」と記したが、「等」に何をどこまで含めるかについては、経過措置を設けることを含めて検討する必要がある。
- 注3：市町村で実務にあたっている方々（市町村子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会調整機関、子育て世代包括支援センターなど）、児童相談所の児童福祉司、市町村や児童相談所でスーパービジョンを担う職員、スクールSW、児童福祉施設の家庭支援専門相談員や里親支援専門員等（施設長やユニットリーダーを含む）、児童家庭支援センターの相談員、フォスターリング機関や民間養子縁組あっせん機関の職員、保育所の主任や管理職、家庭裁判所調査官、警察官（生活安全課、児童相談所等への派遣者や退職後に雇用を希望するもの）、少年院や少年鑑別所の技官、保護観察官などに対して、この新たな資格を取得できるようにするための支援策を設け、これを所属機関に対してのみならず、本人に対して直接届けられるようにすべきである。
- 注4：この教育訓練の内容は、知識偏重のものではなく、倫理や価値に重きを置くとともに、演習や実習を通じて面接力、調査力、アセスメント力、当事者へのアウトリーチ力、関係者との協働を促進する力等を向上させることに資する実践的なものとすべきである。

5 おわりに

いずれにしても、資格を作れば、様々な課題が一挙に解決するわけではない。しかし、新しいソーシャルワークの専門資格が、ここまでに記してきたようなかたちで創設され、以下のような子どもと家庭に対する総合的な施策の推進の中の重要な柱の1つとして置かれ、その資格取得者が、施策の全体に命を吹き込む存在となるならば、その効果は決して限定的なものに留まらないだろうと考え期待する。

ぜひとも、そのための第一歩として、人口10万人近い市でさえ、子ども家庭福祉を担う部署には、常勤職員1名、非常勤職員2名を配置するので良いことに象徴的に現れているようなあまりにも貧しい子ども家庭福祉のソーシャルワーク体制の全体を根本から改めることを目指すべきである。

また、児童相談所の設置促進やそこで業務を担う職員を増やすことは、更に上乗せで実現しなければならない。

このためには、都道府県や市町村が、それを実行できるように、財源の裏付けを確かなものにすることが必要である。

もちろん、先に新しい資格への提案にも記したように、民間機関における取組を拡げ充実させることや市民の参加を拡げることが必要なことは、言うまでもない。子どもや保護者が置かれている困難状況について打ち明け、支援を求められるように、アクセシビリティを高めることは不可欠であり、メールやラインによる相談ができるようにすることも必要である。しかし、それを児童相談所や市町村が担うということは、むしろ混乱を拡大させる可能性がある。当事者からのラインの相談を「既読」にするためには、それに対応する体制を相当に厚くする必要がある。また、そこには、緊急の対応が必要になる相談や行われた対応に対する批判や苦情が書き込まれる可能性がある。メールやラインでの相談の導入が、児童相談所や市町村は果たさなければならない子どもの状況の把握や家庭訪問、関係者との調整、一時保護、里親委託や施設入所、養子縁組への支援などの業務を圧迫し、機能不全に陥らせてしまうならば、本末転倒となる。メールやラインでの相談が、児童相談所や市町村が実施主体であっても、民間への業務委託とすれば良いという考え方は安易であり、そこへ連絡する国民の認識が「児童相談所や市町村に連絡している。」のであれば、当事者と受けて手との間で認識や事実の上で隔たり（ズレ）があることによる深刻な問題が生じることになる。189の導入や警察からの通告が爆発的に増えたことは、プラスだけではなく、混乱をも生み出している。このことに目をつぶってはならないし、これを上回る混乱が生じてしまう可能性がある。

たとえ、子どもと家庭に対する予算の大幅な増加が実現しても、それが「現金給付」に偏り、現場で提供されるケアの質の向上がなされず、様々な生活困難を抱える子どもと家庭が実際に利用できる社会サービス（現物給付）の供給量を大幅に増やすことにつながらず、それらを、様々な関係者と力を合わせながら当事者に実際に届けるための相談支援を行うソーシャルワークの実施体制の整備を実現できなければ、生活困難を抱

える子どもと家族が、支援から「漏れる」「取り残される」状況は改善されない。それは、「子どもの最善の利益を優先させる」という在り方からは程遠い。

また、全体についても、個々の施策についても念押しとなるが、これらすべてにおいて、「子どもの時間」を考慮しスピード感を持って進められなければならないことは言うまでもない。

横田委員

一時保護時の司法審査等に関する私見

横田光平（同志社大学）

1 司法審査の意義

一時保護時の司法審査については賛否両論がありますが、司法審査に積極的な見解の中でも、その理由について2つの大きく異なる考え方が示されてきました。一つは、(ア) 憲法において司法に求められる最も重要な役割が**個人の権利保障**であるという法学の基本前提に忠実な考え方であり、一時保護される子どもと保護者の手続保障のため、司法審査による慎重な手続を求めるものです。これは一時保護に対するブレーキの役割を司法審査に期待するものであり、児童の権利条約9条1項が司法審査に期待するのもこのブレーキの役割です。これに対し、もう一つの考え方は、(イ) 一時保護を躊躇なく積極的に行うために司法審査によって一時保護という**公権力の行使を正当化**するというものであり、いわば司法審査に一時保護のアクセルの役割を期待するものです。

このように一時保護時の司法審査は2つの観点から理解されていますが、このうち後者の(イ) 司法審査による公権力行使の正当化といった理解は、主に私人間の紛争解決における裁判判決や民事執行といった裁判所の役割イメージを投影しているのではないかと思われます。対等な当事者間の紛争を強制的に終結させるために、裁判所という国家権力が必要とされるというイメージです。

しかし、一時保護のような行政活動については、もともと法律によって行政の一方的な公権力の行使が認められているので、さらに裁判所による権力行使の正当化を必要とする理由は、法理論的には存在しません。したがって、行政活動と司法審査の関係は、(ア) **個人の手続保障**の観点を中心に理解する必要があります。一時保護時の司法審査は、あくまでも行政活動に対するブレーキとして捉えられなければなりません。

2 行政判断の尊重

その上で、一時保護に対する司法審査のあり方として確認する必要があるのは、現在の一時保護に係る児童福祉法33条の定めを前提とする限り、どのような司法審査手続であろうと、裁判所は、児童相談所等の**行政判断を尊重**する必要があるということです（**行政裁量**の存在）。児童福祉法33条の定めは、①日頃から子どもと直接関わり、また、②緊急の状況等に直面する児童相談所等の判断を、そうしたことから距離を置く裁判所の判断よりも尊重すべきことを求めていると解することができます。

一時保護に際し主体的に判断するのはあくまでも児童相談所等の行政機関であり、裁判所は例外的に行政の裁量判断の著しい誤りを裁量の逸脱・濫用と判断するに過ぎません。司法審査によって裁判所の判断が行政判断に取って代わる（＝判断代置）わけではありません。

したがって、一時保護時の判断について責任を負うのはあくまでも児童相談所等の行政の側であり、上記（イ）の理解のように裁判所による正当化に期待するとしても、司法審査の存在によって責任が裁判所の方に移行するわけではありません。

以上を踏まえると、第36回社会的養育専門委員会の資料1「一時保護時の司法審査等（案）」は、（ア）子ども及び保護者の権利を過度に侵害することを防止するための手続保障として、児童相談所等による一時保護決定の裁量判断を尊重しつつ、例外的に裁量の逸脱・濫用を防ぐ司法審査について提案されたものと理解されます。

3 保護者の意見聴取

このような理解の下に、資料1「一時保護時の司法審査等（案）」を具体的にみていくと、まず司法審査の時期が論点とされています。一時保護開始から**（1）3日後**、あるいは**（2）7日後**といった案が示されていますが、上記のように司法審査が子ども及び保護者のための手続保障である点からすると、実務上の実現可能性とは別に、それぞれの案において手続保障のあり方がどのように異なってくるかといった観点も交えた検討が求められるように思います。

子どもの権利保障については後述するとして、保護者の手続保障の観点からみた場合、（1）3日後案では迅速な手続の一方で、司法審査手続に保護者の意見聴取を組み入れることは相当難しくなると思われるのに対し、（2）7日後案では、保護者の意見聴取を組み入れる可能性が出てくるかもしれません。もちろん（2）7日後案において仮に保護者の意見聴取が実務上可能であったとしても、個別事案においては保護者の意見聴取が実際上不可能な場合があると思われませんが、少なくとも意見聴取の機会を保障したとはいえるかもしれません。

この点、2か月を超える一時保護継続の審判において、もっぱら児童相談所からの提出書類のみに依拠して明らかに不適切な承認決定がなされた後、結局28条審判において却下決定がなされ、国家賠償請求訴訟が提起された事案があるのですが、書類審査のみで裁判所がブレーキの役割を果たすことの困難さを示していると思われれます。もっとも、保護者の意見聴取といっても28条審判において実際上実施されているような期日における審問がなされなければ、結局上記の一時保護継続審判と同じことになるかもしれません。

たとえ不十分であるとしても保護者の意見聴取に意義を見出すか否かは見解の分かれるところだと思いますが、（1）3日後案、（2）7日後案それぞれについて、実務上の実現可能性とあわせて検討する必要があるのではないのでしょうか。

なお一時保護時の司法審査において保護者の意見聴取の機会が保障されない場合は、一時保護継続の司法審査とは性格が異なる手続となります。もっとも仮に一時保護時の司法審査において保護者の意見聴取がなされたとしても、その後の一時保護継続の司法審査においては、一時保護継続の適法性を判断するにあたって、実際上は一時保護開始の適法性が問われることになるので、（1）3日後案か

(2) 7日後案かによって、一時保護継続の司法審査のあり方が変わるわけではないと思われます。

4 一時保護の開始要件の明確化

次に、一時保護の開始要件の明確化の提案は、上記のように一時保護に認められる行政裁量に対して法律で**明確な枠**をはめることを意味します。これに対し、行政裁量は、法律が行政に対して個別具体的な事案における**柔軟な判断**を求めるために認められるものです。そして、裁判所による裁量の逸脱・濫用の判断も個別事案ごとの判断です。

2016年児童福祉法改正による一時保護目的の明確化は、一時保護の可能性を明確にするものでしたが、一時保護の開始要件の明確化は、要件の定め方によっては逆に一時保護の可能性を狭める可能性があり、慎重な検討が必要と思われます。また、非行少年に対する一時保護の要件の検討が同時に求められる点にも注意が必要です。

5 一時保護に対する行政不服審査、行政訴訟

一時保護に対する既存の不服申立て手段（行政不服審査や行政訴訟）は、引き続き提起可能とすることが提案されていますが、この提案以外の選択肢はありません。

〔1〕まず一時保護時の司法審査において保護者の意見聴取がなされない場合は、行政不服審査法31条が審査請求人等の申立てによる口頭意見陳述の機会を保障する点と比較すると、むしろ手続保障において劣る面があります。

また、一時保護時の司法審査において保護者の意見聴取がなされる場合も、期日において全ての審理関係人を招集して口頭意見陳述を行う行政不服審査の方が手続保障に厚いともいえます。

確かに司法審査は裁判所という第三者機関による手続ですが、2016年に施行された新行政不服審査法は、行政機関による救済とはいえ、行政不服審査会など、より公正さを重視した手続となっています。

このように、行政不服審査には一時保護時の司法審査とは異なる**独自の手続的意義**があり、したがって、一時保護時の司法審査の導入に伴って行政不服審査を排除する立法は、(ア)手続保障のための司法審査の趣旨に反する不合理なものです。

〔2〕次に、行政訴訟、とりわけ取消訴訟は、一時保護時の司法審査が導入されても排除されません。これは**憲法32条「裁判を受ける権利」**の手続保障から当然に要請されるものであり、行政訴訟を排除する立法は明らかな憲法違反です。(a)当事者の訴えによって(b)厳格な訴訟手続を経てなされる慎重な司法判断は、(a)行政の申立てによる(b)簡易迅速な司法審査によっては決して代替されないものです。同じく非訟手続である28条審判についてですが、東京地判平成20年7月11日・裁判所HPは、28条審判を経た措置に対して取消訴訟が提起できることを前提としており、このような同判決の立場は妥当なものです。まして28条審判よりもさらに簡易な手続となる一時保護時の司法審査について行政訴訟を排除することは憲法上到底許されません。

〔3〕加えて、一時保護時の司法審査は、あくまでも一時保護開始の適切さのみを判断するものです。しかし、一時保護は、開始後も常に子どもの福祉の観点から一時保護を継続する必要があるかを判断すべきものであり、一時保護の必要性がなくなった場合は、直ちに一時保護を解除しなければなりません。例えば、一時保護開始後1か月後に一時保護を継続する必要性がなくなった場合には、直ちに一時保護を解除する必要があり、それにもかかわらず一時保護が解除されない場合には、2か月後の審判を待つまでもなく、一時保護の継続に対する救済手段が必要です。この場合に一時保護時の司法審査が救済手段とならないことは明かです。救済手段としての行政不服審査、行政訴訟を排除することはできません。

そうすると、一時保護継続に対する行政不服審査、行政訴訟においては、継続の不当、違法が問われる際に、もともと一時保護の必要がなかったから継続する必要もないのではないかという点も問題となりうるので、結局、一時保護開始を争う行政不服審査、行政訴訟を排除する意味もありません。

〔4〕司法関与と引き換えに行政不服審査、行政訴訟を排除する立法として、臨検捜索に対する行政不服審査、差止訴訟を排除する児童虐待防止法10条の5、10条の6がありますが、一時保護時の司法審査について参考とすべきではありません。まず、後者の条文は、以上の説明からして、憲法違反と考えられます（詳しくは参照、拙稿「行政過程における司法と行政訴訟」磯野弥生ほか編『現代行政訴訟の到達点と展望』（日本評論社、2014）95～113頁（108～110頁））。これに対し、前者の条文は、臨検捜索が一時保護とは異なり一回的事実行為であることから、新行政不服審査法の下でも（理念上はともかく）実際上はそもそも行政不服審査の対象とならないため、事実上意味のない規定です。

6 一時保護に対する国家賠償

一時保護時の司法審査と他の司法手続との関係については、国家賠償請求訴訟との関係についても確認しておく必要があります。一時保護の開始が違法であるとして国家賠償請求訴訟を提起する場合、一時保護時の司法審査が違法であると争う方法と、一時保護の開始を求めた行政判断が違法であると争う方法が考えられます。前者の場合は、裁判所が国の機関なので国が被告となり、後者の場合は、児童相談所を設置する地方公共団体が被告となります。

上記のように一時保護について主体的に判断するのはあくまでも児童相談所等の行政機関であって判断の責任は行政にあり、裁判所は行政の裁量判断を尊重し、例外的に裁量の逸脱・濫用のみを審査するに過ぎません。したがって、国家賠償請求は基本的に行政責任を問うものとなり、地方公共団体が被告となります。類似の制度として、犯罪捜査における令状による通常逮捕でも、裁判例においては警察の責任が問われ、都道府県が被告とされています。この点は、判例において裁判所の行為に対する国家賠償が極めて限定的にしか認められないことから、原告が裁判所ではなく行政を被告として訴えることも背景にあ

ると考えられます。

いずれにせよ一時保護時の司法審査について、(イ) 裁判所による権力行使の正当化に期待するとしても、損害賠償について主に責任を負うのは、児童相談所を設置する地方公共団体である点に留意する必要があります。行政ではなく裁判所の責任が問われるのは、逆に一時保護時の司法審査において却下の後に子どもが虐待被害を受けた場合くらいでしょう。

7 子どもの意見聴取

〔1〕一時保護において、あらかじめ子どもの意見を聴取しなければならないこととするとの提案については、聴取した子どもの意見がどのように扱われるかを明らかにしておく必要があると思います。とりわけ非行の場合など子どもが一時保護に対して反対の意見を述べたにもかかわらず一時保護がなされる場合、あるいは逆に子どもが一時保護を求めたにもかかわらず結果として一時保護がなされないこととなった場合に、子どもへのきめ細かな対応が求められると思います。

〔2〕また、子どもの意見の聴取がなされない、あるいは不当な誘導など意見の聴取が適切になされなかった場合の法効果も問題となります。保護者は、一時保護の取消訴訟において、子どもの意見の聴取に関する問題点を指摘して、一時保護が違法であると主張できるのでしょうか。

〔3〕さらに、一時保護を行おうとする場合だけでなく、一時保護を行わずに終結させるような場合にも子どもの意見を聴取する必要はないのでしょうか。長崎地判平成28年10月14日(LEX/DB25545026)は、子ども本人が、児童相談所によって虐待から保護されなかったことにつき国家賠償を請求した事案において、子ども本人の意見を聴取しないまま終結したことが違法であるとの主張を認めませんでした。適切でしょうか。

〔4〕以上の他、一時保護時の司法審査が導入された場合には、家事事件手続法65条に定める子どもの意思の把握との関係も整理する必要があります。特に(1)3日後案の場合、一時保護開始後に裁判所が子どもの意見を聴取することは難しいと思われませんが、一時保護前にあらかじめ児童相談所が子どもの意見を聴取していれば十分といえるのでしょうか。

全国知事会

意見一覧 【社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会における検討案について】

1. 子ども家庭福祉分野の資格について

※ 着色あり:全国照会で概ね賛同を得た意見 着色なし:個別意見

項目	意見	理由
子ども家庭福祉ソーシャルワーカー資格の取り扱い	子ども家庭福祉ソーシャルワーカー資格は、児童福祉司の任用資格の一つとして整理されたい。	・現状においても、人材確保が厳しい中、必須資格とするとさらに確保が困難となる。また、現在いる職員の任用継続が困難となる事態が生ずる。 ・体制強化を進めている児童相談所は、求人に対する申込者が年々減少傾向にあるなど人材確保は非常に困難な状況にあり、子ども家庭福祉ソーシャルワーカー資格は、児童福祉司の任用資格の一つとして整理されたい。児童相談所の体制強化には、福祉専門職を幅広く採用し育成することが必要不可欠である。
	①有資格者ルート、②現任者ルート中、指定研修、ソーシャルワーク研修を受講せずとも、現任者が大学院等で「上乘せ課程」に相当する子ども家庭福祉専門科目を履修、修了した場合、資格認定されるよう検討していただきたい。	現任者の多様な資格取得の方法を用意することで、資格取得の促進が図られるため。
	新資格制度創設にあたっては、国の責任において研修カリキュラムを作成し、実施されたい。	現在の研修制度は、都道府県において実施することとされているが、内容等にバラツキがあり、一定の専門性を確保する上で問題があるため。
子ども家庭福祉ソーシャルワーカーの処遇改善	資格の創設は処遇改善の根拠となり得るが、資格者以外も含めた職員全体の処遇の底上げも必要と考えられるため、業務の質の向上、人材確保の視点で十分な議論が必要である。	資格付与が処遇改善の根拠となり、それが職員の意欲や専門性向上のためのインセンティブとして有効と考えられる。一方、児童相談所においては、様々な職種の職員が連携して対応しており、一部の資格者を処遇するのではなく、児童相談所職員全体の処遇の底上げを図ることで、チームとしての意欲や専門性向上が期待でき、その結果として児童相談所機能の向上に繋がるとも考えられる。

2. 一時保護時の司法審査等について

項目	意見	理由
司法審査の対象範囲	(案)のとおり、親権者等が一時保護に同意する場合や一時保護状の請求までに一時保護を解除した場合は、対象外とすることで良いと考える。	児相の現状の体制において、司法審査拡大の趣旨(児童権利条約9条の要請)および当該一時保護の判断の適正性・透明性を確保することと児相が躊躇なく一時保護を遂行することが両立し得る最大限の範囲と考えるため。
	同意している場合に司法審査不要とするのではなく、同意している場合には司法審査を求めることも求めないこともできる、同意していない場合には司法審査を必ず経る必要がある、という制度にすべき。	同意しているかどうかの判断に悩むケースや、ケースによっては親権者等の同意の有無によらずに司法審査により一時保護を判断すべき場面もあると考えるため。
一時保護状の提出期限等	一時保護状請求時に必要となる「疎明資料」の内容にもよるが、現状作成している資料の作成に10日前後要しており、現場の実情も踏まえた期限となるようできるだけ簡便な請求方法等を含めて設定する必要がある。	・児相の現状の体制において、司法審査拡大の趣旨(児童権利条約9条の要請)および当該一時保護の判断の適正性・透明性を確保することと児相が躊躇なく一時保護を遂行することが両立し得る最大限の範囲と考えるため。 ・対象ケースは相当な件数になるため、できるだけ負担が増えないよう簡易な請求様式や請求方法等を設定していただきたい。(例えば、一時保護が2ヶ月を超過するごとの家事審判申立書と同様のチェック方式とすることや、児童記録票を添付することで報告書に代えるような手続など) ・日数も大切だが、まず「営業日ベース」で考えて頂きたい。提出期限内に大型連休(GW、年末年始等)や土日祝日が入ると、勤務日外にCW等が出勤する必要が生じる場合、弁護士が対応できない場合がある。また、関係機関の調査が困難であることに加え、児相内での決裁も得ることが出来ないため、大型連休(GW、年末年始等)や土日祝日については期間の計算から除外する規定を設けるべき。
	年末年始やゴールデンウィークなどの時期の提出期限・発行の取扱はどう整理されるのか明示されたい	家庭裁判所は休日でもきちんと受理してくれないと、一時保護が違法状態になりかねないため。
	事後提出の場合、「司法の審査に従って」一時保護したとはいえないのではないかと、責任の所在が不明となる可能性が高いので、同意がない場合は、「事前提出」とすべきである。	行政機関である児相長の判断で一時保護できることが課題と指摘されているため、判断は司法とする必要があると考える。

項目	意見	理由
一時保護の司法審査について	一時保護状の請求にあたり、オンラインによる書面提出等、ICTの活用を検討して頂きたい。	司法審査等の導入の必要性とは別に、該当する事案に関する手続き上の煩雑さ等の負担軽減を図ることは重要であり、ひいては児童相談所における司法審査等の活用につながるものであると考えるため。
一時保護状請求時の疎明資料の簡素化	一時保護状請求時に必要となる疎明資料は、児童相談所が保護の要否を判断した時点で収集した資料（通告者や子どもの証言の記録、受傷写真、医師の診断書など）程度にすべきと考える。	児相の現状の体制において、司法審査拡大の趣旨（児童権利条約9条の要請）および当該一時保護の判断の適正性・透明性を確保することと児相が躊躇なく一時保護を遂行することが両立し得る最大限の範囲と考えるため。
一時保護状の発行（発布）	一時保護状請求後、発行（発布）までの標準処理期間を明示されたい。また、一時保護状発行（発布）までの期間は、一時保護そのものは法的にどの状態と言えるのか明示されたい。	保護が適正と司法が判断するまでの間、児童相談所は必要な調査をどこまで行うことができるのかについて法的根拠が必要と考えるため。
児童相談所体制強化への支援	業務量増大に見合った児相の体制強化を実現しうる人材確保および財政措置並びに十分な準備・移行期間が不可欠である。	児童相談所における一時保護の手続き等の在り方に関する検討会とりまとめ(R3.4.22)資料のP13によると、 ①親権者等の同意なしで2月を超える一時保護件数は507件 ②親権者等の同意なし同件数は8,577件 ⇒ 約17倍の業務量 ③全国の一時保護件数は、39,330件 ⇒ 約78倍の業務量 ②の場合でも、約17倍の業務量が増大することとなるので、児相の体制を整備するための具体的な方策についても同時進行で提示して頂きたい。 また、児相による介入即対応を要するため、2か月超の一時保護延長の申立と比べ、業務量は比べものにならないため、（弁護士配置を含む）必要な体制確保のための十分な準備期間と、施行後も（年度始め直ちではなく、）円滑に導入するための移行期間を設定していただきたい。
	業務量増大に対応するための児相の体制について、各児相の実態を踏まえ、国として具体的な方策を提示するとともに、体制整備に係る財政措置が不可欠である。	児相によっては常勤弁護士の確保が困難であり、単に常勤弁護士の配置を推進するのみでは、対応できない恐れがある。
司法審査導入にあたっての調査権の強化	検討会の中でも提言されているが、司法審査導入にあたっては、児相の調査権については、相手方の応諾義務を課すことが必要。	司法審査となると、これまで以上に一時保護が必要な理由を客観的な事実をもとにした疎明資料が必要と考える。疎明資料作成の下地となる児相の調査権の強化が必要。
改正法の施行日	全国の児童相談所が一時保護時の司法審査を適切に対応できる十分な体制を整備しうる時期に十分配慮した施行日とすることが必要不可欠である。	児童相談所が一時保護時の司法審査により、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行うことに躊躇することがあってはならず、司法審査を適切に実施するための体制整備が必要不可欠である。 そのため、改正法が成立し施行に向けて具体詳細を示した通知が発出されてから、体制整備に向けた庁内調整や、司法審査にかかる裁判所との具体的な協議など複数年度にわたる準備期間が必要である。 また、年度当初は職員の異動や体制の変更などにより毎年度混乱が一定見られる。体制が整い、各職員が新たな役割を熟知するまで一定の時間が必要であるため、10月1日など児童相談所が司法審査の手続きに向けて体制を整えることができる時期となるよう配慮いただきたい。

公益社団法人日本社会福祉士会

公益社団法人日本精神保健福祉士協会

公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟

2021年11月5日

社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会
座長 山縣 文治 様

公益社団法人日本社会福祉士会 会長 西島 善久
公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 田村 綾子
公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会 会長 野口 百香
一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟 会長 白澤 政和

子ども家庭福祉分野の資格について（意見）

貴台におかれましては、平素より、子ども家庭福祉の充実に向け、ご尽力いただいていることに感謝申し上げます。また、2021年6月29日に実施されました第30回社会的養育専門委員会（以下、専門委員会）において、私たちソーシャルワークの職能団体および養成団体にヒヤリングの機会をご提供いただき、誠にありがとうございました。

本日、第36回専門委員会において、子ども家庭福祉分野の資格を議論いただくにあたり、下記のとおり、意見を提出させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。

記

1. 子どもへの支援を強化する方法としては、新しい国家資格を創設するのではなく、ソーシャルワーク専門職として既存の国家資格である社会福祉士と精神保健福祉士を基盤とし、その上に子ども・家庭に関する内容を上乘せ・強化した認定を行う仕組みにするべきです。
2. 施策を推進するにあたっては、1. で示したような認定を受けた者について、児童相談所や児童養護施設等の配置要件として法令等に明確に位置づけた上で、その配置・活用が着実に進められるよう、加算や加配等の措置を設けることが必要不可欠です。
3. 本来、認定の対象は社会福祉士又は精神保健福祉士の資格取得者とすべきですが、児童相談所の児童福祉司の約半数が、社会福祉士や精神保健福祉士資格を有していない現状を踏まえ、経過措置を設けることで児童福祉司の資質向上を図っていくべきと考えます。なお、経過措置については5年間程度の年限を設けることとし、早急に社会福祉士や精神保健福祉士の資格取得者が子ども家庭福祉分野のソーシャルワークを担う仕組みを確立すべきです。

以上

福祉系大学経営者協議会

2021年11月5日

社会保障審議会児童部会
社会的養育専門委員会
座長 山縣 文治様

福祉系大学経営者協議会
会長 丸山 悟
副会長 長谷川匡俊
副会長 江端 源治

子ども家庭福祉領域の資格のあり方について

現在検討されている子ども家庭福祉領域の「資格」をめぐる議論は、福祉系大学の経営者で構成する本協議会（略称：福経協）においても、高度な専門性を持った福祉人材の養成に、社会からますます強い要請が寄せられていると受け止め、注視しております。9月には本協議会加盟校の教職員を対象にした勉強会を開催し、専門委員会等で議論されている内容について課題共有を図り、また、10月8日（金）、本協議会主催で外部の方にもご参加いただき「今後の福祉人材の養成課題を考えるー子ども家庭福祉の課題を中心にー」と題したシンポジウムを行い、福祉人材の専門性の高度化のあり方について検討をすすめております。この度下記のとおり意見を取りまとめましたので、委員会での議論の際に取り上げていただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 繰り返される児童虐待死や虐待問題の複合化に対応できる専門職の確保、養成、専門性の高度化等に対する要請は、関係の諸機関・団体と取り組むべき重要な課題と認識するとともに、子ども家庭福祉領域の専門職はソーシャルワーカーが担い、「資格」を有する必要がある職務とされている議論は、積極的な提起だと受け止めております。
2. そのためにも18歳人口の減少を前提にして、子ども家庭福祉領域を「学びたい」層（入口：大学入学段階）と、子ども家庭福祉領域の専門職に「なりたい」層（出口：大学卒業段階）を確実に確保することができ、卒業後も大学院やリカレント教育で学びを継続していく必要がある専門職としての教育体系を構築する必要があると考えます。子ども家庭福祉領域の仕事に専門職として志し、資格取得のうえ専門職として従事し、専門性を高める学びを生涯続ける意欲を持った人材を養成することは、急務の課題だと考えています。
3. ソーシャルワークを基盤とする専門職資格の学部課程でのカリキュラムは、共通化できるものは共通化して汎用性を高め、資格間において構造化できるものは構造化することが望ましく、「上乘せ型」で効率よくカリキュラムを組み立て、卒業後の教育も視野に入れて考えていくことが肝要だと考えます。

4. また並列型の「資格」新設は、「社会福祉士」の位置づけが今以上に曖昧になるのではないかと危惧しています。業務独占ではない「社会福祉士」の専門職としての位置づけと具体的な仕事内容など、高校生に如何にわかりやすく説明するかは、福祉系大学の学生募集において、常に課題として取り組んでいます。新しい「資格」は、社会福祉士及び精神保健福祉士の資格課程に「上乘せ型」で学び、認定等を行う資格として位置づけることが、社会福祉士資格の魅力の向上と学生募集の観点からは、一番アドバンテージが高いと考えています。

5. 児童福祉司の約半数が社会福祉士及び精神保健福祉士資格を有していないことや、長期的な配置と専門性の高度化が求められている現状を踏まえると、卒業後に大学院で学ぶことを含め、専門職として継続的に学び続けるためのリカレント教育の充実についても早急に取り組む課題だと考えています。本協議会においても、子ども家庭福祉領域の高度な専門性を支える「働きながら学べる教育プログラムの充実」を、関係機関との連携をさらに強化し、真摯に取り組んでいく所存です。

以上